

對しまして中正の判断を失わしめるような手段方法によつて或る刺激を與える、而もその刺激の程度はすでに決意を生じておる者に對してはこれを助長せしむるような、又まだ決意を生じていないような者に對しては新たに決意を生ぜしめるような程度の刺激を與えるといふような判例、この点は昭和五年の判例のみならず、その前後を通じて幾つかございしますが、大体一致した解釈のようでございします。そこでいわれる扇動罪というものが治安維持法の当初におけるごとく、いわゆる扇動だけを法律の中に規定した場合と、それから国防保安法とか戦時刑事特別法等におけるがごとく、教唆と扇動とを並べて規定してある場合と二つございします。この二つの場合によつてそれ／＼解釈が違つておるわけでもないでございしますが、ただ從來この教唆のほかに扇動というものを並べて立法いたしました。その点につきましては學者の間でも大分議論がその当時戦つておりました。そしてその結果、大体扇動につきましては只今申しましたよう、それから教唆につきましては先ほど一松さんから御指摘がありました通り、相手方に対して決意を生ぜしめる程度のものでございします。ただ問題は、そのうちございします。ただ問題は、そのうちございしますと教唆と扇動というものを獨立罪として、つまり相手方が決意を生ぜない、或いは実行に着手しないといふような教唆だけで終つたといふような事実をどう律するか、それを獨立罪として処罰するといふことになりますると、その間の關係が大體次のようによつて来る。變つて来ると思ひますのは、若干解釈の上に變更

が来なければいかんといふのは、大體国防保安法或いは戦時刑事特別法の當時に學者が論じたように、その相手方につきましては、扇動のほうは不特定又は多数といふのが大體要件でございします。一方教唆のほうは、大體具體的な特定の人といふふうになるのでございします。それから次の手段、方法につきましては、教唆のほうは相手方に対して或る犯罪の決意を生ぜしめるについで、何と申しますか、こゝろよく設いて相手方が納得してこれに従うといふふうなことでございしますが、扇動のほうは中正な判断を失わしめるような手段、方法と申しますから、まあ俗に言うやれ／＼とか、その場の空氣で煽り立てて、結局相手方にひよつと／＼いう間に決意を生ぜしめるといふような方法、そういうような手段、方法を以てやるといふ、この手段、方法で區別がついてゐるのでございします。それから第三に、今度はこの一つの教唆なり扇動なりによつて相手方に意思を伝える、その意思がどういふふうな影響力を持つつかという点からこれを判断いたしますれば、相手方がこれに對して確定的に犯意を持つような行為でございしますれば、これを一応教唆と見てよろしいであらう。更にこれが或る者に對しましては教唆的な、教唆的と申しますのは、確定的な犯意を起させる、新たに起させる程度のものといふ意味でございしますが、或る者に對しましては從犯的なもの、即ちすでに決意を生じておつたものに對して、そのやれ／＼といふ言葉で更にこれを深めたといふたような程度の差において若干の差がある。こういう三点においてこの教唆と扇動の獨立罪としての意

義が區別されて来る。かように學者も説いておるようでございします。併し判例はこの教唆と扇動、二つ並べて論じた判例はございしません。それで例へばこの行為は扇動にはならんけれども教唆になる。或いは教唆になるけれども扇動にはならんといふたような意味において對比して論じた判例はございしませんけれども、從來の判例の態度とその他を通覧いたしますと、大體只今申したような結果になるのではないだらうかといふふうに理解しております。なおこの点は昭和十五年でございしたか、刑法修正案ができました際にもやはり教唆と扇動といふものがそれぞれ獨立罪として規定されたことがございします。これは発表になつておりますが、その際の議事録その他を見ましても、やはり若干の違いがあるといふことに着目しまして、この二つの犯罪の態様を獨立罪として規定してゐるようでございします。

○一松定吉君 あなたにそう細かに抽象的に説明してもらつても素人はわかんのです。私の言うのは国民全部がみんな了解の出来るような方法で説明してもらわなければ……我々専門家はわかりません。そこで今あなたのお話を伺つて、そのことを極くむづかしく考へて見ますと扇動は不特定、多数の人に對つてやういふことをやる。教唆といふことは特定の人に對つてやるのだといふやうなところが違つてゐるが、それだけですか。まだそれ以外に違つてゐるところはありますか。極く簡単にわかるように教唆と扇動の間の一線を画する、これが一線だ、そこを言つてもらへばいい。

○政府委員(岡原昌男君) つまり相手方の点について見ますれば、只今御指摘のその点が一つでございします。それから手段、方法において先ほどちよつと申上げましたように、何と申しますか、中正の判断を失わしめるような言動によつて、これをなす場合は扇動になるといふふうな点において手段、方法において區別が一つ、それからもう一つは相手方に與へる影響力の点において一つ、こゝろ三点に區別があるわけでございます。

○一松定吉君 中正の判断を失わしめる行為といふこと、それと意思の決定について強弱がある、それだけが違つてゐる。中正の態度を失わしむるといふことになつて来ると、自分の意思をその扇動された人の意思に向けるのでしうね。そして而もそれがつまり強弱の差がある。非常に強い決意をしたといふことが教唆になる。そのやうかやるまいかなと思つてゐるなら扇動だ、こゝろ意味が違つてゐる。併しそれはやはり刑法の教唆といふことの説明で、相手方をしてその決意を促がしめる原因が、中正を失わしめようといふ傾いた、意思が動いた、即ち中正を失つた、意思においては動いたことになる。意思の動き方が、決意が深からうが浅からうが、それも決意……、それですべてあなた教唆といふことになりやしませんか。

○政府委員(岡原昌男君) お尋ねの点御尤もでございします。要するに獨立罪として規定することになりますと、相手方に対して決意を生ぜしめたといふことは必要ないのでございまして、相手方に対してさういふ決意を生ぜしめるに足るようなことといふやうになつて参るわけでございます。従ひまして相手方がこれによつて確定的に犯意を起す程度のものは教唆の獨立罪を以てこれを律する。そして相手方に対してはさほどの影響のない場合もあり得ます。相手方がいふ／＼ございしますから、不特定、多数でございしますから、或る者に對しては強く響く、或る者に對しては非常に弱く響く、そういうような場合もあり得るわけでございます。その影響力の点から申しますと、非常に弱く響く、又すでに犯意を生じた者に對しては何ら大したことじやない、当り前の話だけれども、まあ折角やれ／＼といふのだから一つ決意を強めてやろうかなといふ力を與えるといふたような程度のものでございします。扇動の獨立罪を以て論ずるといふやうなことになるかと思ひます。

○一松定吉君 いや、最後の決定をしていないときにやられた、やろうかやるまいかなと思つて、やつてもやらなくてもよいといふときに話があつたからやろうと決意したといふことになつた。やろうかやるまいかなといふ考へがあつたのにやることになつたのだから、意思を決定する動機の一つを本人が持つておつた。それはやはり教唆といふことで刑法上判定ができるのみならず……、これは余り深く研究したつて十分にわからんのでしうからこの程度にとどめておきますが、一体今あなたのおつしやるやうなことで、扇動といふことがなければ破壊活動の防止もできないのですか、できるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) 例へば三條一項二号のヌでございしますか、そこに

の発生後と発生前、これを十分に区別して両々相対してその対策を講ずるといふことが何よりも急務であらう、こゝを考へておきます。その意味から申しまして、扇動といふことは治安維持上これは抑えて行かなければならぬ。先に政府委員から申し上げましたように、十五年の刑法修正案におきまして、明らかに扇動といふ言葉を入れて、刑罰、処刑の対象としてゐるような次第であります。

○一松定吉君 私、法務総裁の御意見と全く同じ考えを持つてゐるんです。同じ考えを持つてゐるけれども結果において違ふのです。つまりそういうふうないわゆる治安を紊すような扇動行為をやる、それがために必ずその結果治安が紊れる。紊れるものは即ち実行者がある。実行者があることによつてそれが実行正犯として処罰される。そういうことを決意せしめたところの即ち扇動者についてそれはその刑法の教唆といふことで処罰される。それならば何もこれはそのまま不問に付するといふのじやないのだから、それだから治安の維持は保てる。ただ私が言うのは、そういうような扇動をしたけれども誰も咎めない、咎ずる者が一人もない。そういうときにこれを罰するといふことはどうであらうか。憲法の第二十一條のいわゆる「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」といふこの憲法の精神からしても、何も治安を害し何ももしないことを言つたりしたといふことで、すぐそれを引つくりつてしまふといふことは、この憲法の精神からしてもよくないのじやないか。或いは法務総裁の御心配になるようなこと

は、それがすぐ実行者がある、実行者があると同時にそれが治安を紊す。治安を紊すからには実行正犯でやれる、治安を紊すに至らした者は教唆といふことによつて処罰をするのだから、相當に取締もできるじやありませんか、こゝを言うのです。それはまあ意見の相違だからこれ以上のことはよろしいが、何か御意見があれば承わりたい。

○政府委員(岡原昌男君) 實際に扇動いたしまして、結果を生ずるかしなにかによりまして三つの場合を挙げて御質問でございまして、一応分けて考へて見たいと思つてございまして、破壊活動をやらせる目的なしにただやれやれと言つた場合何んなら、問題にならんことは御質問の通りでございまして。それから破壊活動させる目的で扇動した場合に、或る実行行為が発生したならば正犯はそれで処罰ができるし、教唆犯としてその扇動者も処罰されるのじやないかという御議論でございまして、それが特定しておきましては、さういふ教唆でやれる場合もあるんじやないかというふうには考へます。但しこの点は、理論的には相手方が特定する程度にわかつて来て、さうしてそれが結びつきが極めてはつきり出て来たというふうな場合に限りまして。一般のビラを配つた者がはつきりしたとしても、今度はそれを拾つて読んだかどうかという点、それからそれを読んで決意を示したかどうかという点につきまして、少くともその因果関係を相互に自由いたさない限りにおいてはこの点の結びつきが出ないわけではございまして。たとえそれ

が情況証拠上若干疑いを存しつつ肯定されるような場合におきまして、公判維持の点からは非常に困難でございまして。さういふ関係からこの因果関係の証明という点が非常に困難になつて来るのであります。多くの場合は証明ができないといふことにならうかと存じますので、その配布という事実を以てこれを扇動の独立罪として論ずる必要性が出るのじやないか、かやうに考へております。それからなお扇動の行為はあつたけれどもそれに應じて誰も起ち上らなかつたというふうな場合には、実害が発生してないからして、これに對しては特段の処罰をする必要がないのではないかとこの点は御尤もでございまして。ただ從來我が国の刑法の大体の建前と申しますか、本犯と未遂と或いは教唆、従犯の関係と、更にその先の予備、陰謀の関係というものは、重い犯罪につきましてはこれを事前の段階をすつと予備、陰謀のところまで掲げてやり、軽い犯罪はだん／＼とこの未遂ととめる、或いは既遂のものだけにとめるというふうな、この段階を分けてゐるのでございまして。そこでこの本法第三條に規定するより一号の内乱、二号の種々特殊な重大な犯罪等につきましては、現下の情勢に鑑みましてこの程度の未遂から先に行くといふふうな形でも誠に止むを得ないのではないかとこの点に意見地からこれを掲げたのでございまして、その実害の点から申しますれば、只今御質疑にある通り、或る場合においては實際の実害といふものが出ないか、或いは少くとも証明がつかないといふ場合が多からうと存するのでございまして。結局本人の悪性が具体的に

どれぐらゐである、さうしてその悪性の結局最後に社会全般に對しての影響がどの程度であらうかといふふうな諸般の見地から、特殊の犯罪だけを限りまして、さういふ拡張の形式を試みた、かやうな次第でございまして。

○一松定吉君 さういふいたしますと、今あなたの御説明とすると、今私が扇動によつて、或る者がその扇動に乗つて実行行為をした、その実行行為をした者が罰せられる。その時分に扇動した者は教唆といふことになれば、教唆正犯で罰せられるのじやないかといふことについての御意見として、さういふときには果してその実行した人間が扇動によつて実行したのであるかどうかといふことが証拠が十分に挙らない場合がある。或いは扇動したけれども、やつた人間との間に因果関係があるかどうかからんといふことになる。さうすると扇動といふものを罰せられないで逃がすことになる。それを逃がさないためには、扇動といふことだけを独立罪として罰するといふことが必要である、こゝういふふうに聞えるが、さうでしやうか。

○政府委員(岡原昌男君) ちよつと表現の細かいところでございまして、扇動の場合におきましては、相手方に對してさういふ犯意を生ぜしめ、又は犯意を強めしめる程度のといふふうなことではございまして、具体的に相手方がそれをどういふふうな受取つたかといふことは必ずしも必要でない、さういふ判例になつておるのでございまして、それがそれに従いますれば、例えはビラを撒いた男があるといふことです。その撒く目的は、さういふ犯罪行為を引

起させようといふような目的があつてやつたことではございまして。ところがこれを拾つて読んだ者は、これを見て、何だ、こんなつまらないものと言つて捨てる者もございまして、或いは、これは誠に御尤もだ、この通りやつて見ようといふような決意を生ぜしめる者もございまして。或いは中には、おれもこんなことをやつて見ようと思つたが、成るほど御尤もだ、一緒にやりましようといふようなことになる場合もございまして、さういふものすべてを含めまして扇動といふことになるわけでありまして。従いまして具体的にそれが因果関係として結付く。つまり或る男がビラを撒いたといふことがはつきりしておる。それを拾つて、直接又は間接にこれを讀みまして、その決意を生じたといふことがはつきりいたしますれば、この場合においては教唆の結びつきが出る場合もございまして。従いましてそれに基いて犯罪行為を実行した場合におきましては、その逆にやつと逃げて行きました、扇動行為者が教唆者として処罰される、これが本法案の第四十條におきましてさういふ場合の担当をしてある次第でござい

○一松定吉君 私の言うのは、扇動といふときに、これが治安を紊すのは扇動によつてさういふ目的を達するやうな暴行をする者があつたといふことになつた時分には、暴行した者は罰せられるし、暴行するに至らした者は教唆で罰せられるから、特に扇動といふことは要らんのじやないか、こゝういふ議論です。あなたの議論は、併しその暴行と扇動との間の因果関係といふことがわからん場合には、扇動したとい

うことだけで罰する必要があるから、扇動ということがあるが、こういうように解釈しておるのですが、そうではない。その時に、然らば扇動した、扇動したけれども、この法律の建前としては、暴力主義的破壊行為を目的としてしなければならん、その時分に私は暴力主義的破壊行為を目的として扇動したのじゃないと言ふたらどうしますか、証人が拳らんじやないですか。

○政府委員(岡原昌男君) その実際にやりました者がいわれる否認をする、そういう目的はありませんでしたと言ふ場合は、証人上非常に困難するといふ場合に該当するのでございまして、ただ実際の証人だけの関係に今度議論を集中して見ますと、例えば傍証その他で、本人は警察、検察庁等においては、そういう意思はありませんでしたということを言ひましても、何かやつてやろうというようないふことを友達に漏らしたとか、或いは自分の日記に書いておつて、そうして実行の経過をすつと書き記してあつたものが証拠品に挙つて来たとか、或いは何か手紙で打合せがあつたというやうな具体的な傍証が出て参りますと、これは本人が否認したとしても、傍証で認めるという事、証人上あり得るわけではございまして、ただ非常に困難であるといふ点は御指摘の通りでございます。

○一松定吉君 それならば今扇動した、それから或る者が実行行為をした、その実行行為をした者と扇動した者との間に因果関係を発見することがむずかしいから、扇動を独立罪として罰するといふことは少しおかしいのではないか。そのときはいろいろな破壊活動をやつた、やつたけれども、扇動との間の因果関係がわからんというものは、証人上だけではわからんけれども、神様から見ればわかる。だから今あなたのおつしやるやうな間接的な証拠やいろいろのものを挙げて、お前は扇動をした、この人間は実行行為をした、その間に因果関係がないやうだけれども、これによつて因果関係があるのだから、やはり扇動即ち教唆といふことになつて罰せられるのだと言ふことができるのじゃないか。

○政府委員(岡原昌男君) 実際に犯罪行為が実行せられた場合につきましては、因果関係の問題が出て参るのでございまして、いわゆる教唆の独立罪と申しますのは、学者の間で、いわゆる教唆の未遂として論ぜられるところでありまして、教唆はしたけれども、結局結果が発生しなかつたという場合においてもなお処罰し得る、扇動についても同様であります、さうな関係からいたしまして、実行行為があつた場合においては、只今おつしやる通りやうな証拠関係といひますか、事実関係が出て参りますけれども、これは実行行為がない場合において、つまり独立罪として扇動行為そのものが処罰されるという限度においては、その点はちよつと違つて来るわけでありまして。

○一松定吉君 今あなたの、教唆の未遂といふことなら、教唆の未遂という規定ならわかる。教唆の未遂を罰するといふことならわかるわけでありまして、扇動といふことになるとわからぬ。現行法から言ひますれば、扇動といふことがなくても現行法の騒擾罪、

外患罪といふもので罰せられて今日まで長い間秩序の維持ができた。然るにこういう扇動といふものを入れてやろうとするから、今非常に国民が畏怖の念を感じておるのみならず、今あなたがおつしやる通り、扇動だけでこれを実行しない者があつても、その扇動を罰するのだといふことを国民が恐れる。それだからこれは反対だ、反対だといふのはそこから来るのだから、そこをよく国民が納得するように一つ説明して頂かんといふから、扇動だけでひつুকつてしまふといふことはどうも面白くないのじゃないか、教唆の未遂とかといふやうなことを罰するのなら、これはわかるのです。

○政府委員(岡原昌男君) 扇動が扇動だけにどまつて、結局その実害が発生しなかつた場合においてなお且つこれを処罰するのは酷ではないか、或いはいろいろ国民の心配される向きがあるではないかといふ御議論御尤もでございまして、先ほどちよつと触れました通り、本人の悪性の程度、つまりどういふ危険性を持つておるか、又それが実際に外部的にどういふやうな方法で表現されて来るか、それは同時にその犯罪が客観的に見てどういふ種類のものであるか、非常に重い犯罪であるか軽い犯罪であるかによつて、取扱いは違つて来るわけでありまして、そこで法案第三條に掲げましたやうな特殊の非常に重い犯罪につきましては、その本人の悪性も又非常に重いつて、その重い悪性が実行される事前の段階におきましてちよつと出て来たわけでありまして、その出て来た悪性が、客観的に見ましても放置できない、而も若しこれを放置しておくならば、そ

れによつて影響される数多くの人がそれに従つて行動するであらうといふやうな、具体的な危険性が予見される限りにおきましては、これはやはり取締らなければならんといふことになり、この扇動といふことについて独立罪にした趣旨であるとかやうに理解しておるのではありません。

○一松定吉君 これはこの程度にしておきましよう。そこで扇動演説をしておだてをやつた、そのときにすぐにお前はおだてをやつた、扇動をやつたのだからと言つて逮捕したり何かするやうなことがある、こういうことは非常に困る。つまり扇動といふことは、その裏付けとして暴力主義的破壊活動の扇動といふことにならなければならん。扇動をしたといふ形だけはあるけれども、そのいふゆる心の中の、暴力主義的破壊活動の目的で扇動したかどうかといふことはわからない。わからぬけれども、扇動したといふわけ、独立罪だからといつてばつとひつুকつて、調べてこれを起訴するといふやうなことがあつた時分には、それは大変国民は困るわけだ。いわゆる暴力主義的破壊活動といふことを目的として扇動をしたならば、その扇動といふことによつて仕事をした者は罰せられる。けれども目的はさうではない、暴力主義的破壊活動でなく、ただ面白半分によつてみた、或いは心中の中を思ふだけであつた、いい加減に人もやるから自分もやつてみよう、やつてみたといふやうな時分には、この本法の支配は受けないのですから、そういうやうな受けないにかかわらず、この規定でいう調査官或いは警察官が行つてひつつかまえて監獄に入れる、いろ

いろなことをやるというやうなことになりません、非常に迷惑をし、それがために名譽上、生活上、財産上迷惑をして、判決の結果無罪になる、救済できないといふやうなことになるのだから、そういうときにはどういふやうにしますか。扇動したといふだけで済むにひつつかまえるといふやうな措置は困るんだから、どういふやうにすればいいの、一つその方法についてお考えを承りたい。

○政府委員(岡原昌男君) この法律の運用の大きな問題でございまして、私もこれを刑事罰の方面から考えてみますと、單に扇動と申しましても外形的なやれ、しつかりやれ、もんはんぞといつたやうな、何と申しますかアジ行為のみでこの法案が動き出すのではないのでありまして、その内容におきまして三條の各号の中に掲げたやうな行為を目的として扇動するといふことがこの法案の規定上明らかにされておるもので、若し労働組合その他で、單に何かの話のついでにやれ、断固やるべしといふやうな激越な言葉を使ひましても、この法案の全然関係せざるやうな話でございまして、少くともこの刑事罰を科する点につきましては、さうな犯罪行為を前提としたしまして逮捕が行われるのでございまして、さうな單なる言葉の端だけに止まりまして、三條各号に掲げたやうな具体的な犯罪行為の内容を持たんやうな扇動行為につきましては、刑罰権の発動はなかるべきものと信じておるのであります。

○一松定吉君 それは神様ならあなたのおつしやられるようになりますよ。

あの男の心の中には暴力主義的破壊活動をする意思はない、ただあたりでやるからやつたということはちゃんとわかっているから……。人間ですから、やれやれとこう言つた、あの人間は即ち破防法の制限しておる行動をやつておるんだといつてすぐひつかまえる、そういうようなことがあり得るんだ。それを皆心配しておる。社会の人がこの法案について非常に心配するのはそこです。あなたのおつしやるように、そういう目的がないことは罰せられないといふことはわかつております。目的のないものは罪せられないのだけれども、その目的があるかないかということと心裡留保ですから、心の中にあるだけでですから、動きに現れんですから、暴力主義的破壊活動を目的にして一松はあゝいう演説をしたかということとはわからない、ただ演説したことだけはわかります。そういうふうにひつかまえる、それが困る。それをさせないようするには何か裏付けの方法をこしらえておかなければこれが濫用される虞れがあるからそれを申上げるのです。何かそこに裏付けがありますかと聞くのです。

○政府委員(岡原昌男君) お話只今承
わつておりますうちに一つヒントが得
られたのでございますが、この扇動のこ
内容といたしますのは、一号、二号
のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トとずつ
と書いてありますこの犯罪行為を目的
としているというのではなくて、犯罪行
為そのものの予備、陰謀、教唆、暴動
でございますから、單に心の中にそ
うことをさせたいと思ひながら言葉
はやれ／＼という場合にはこれには入
らずに、放火なら放火、火をつけろ、

大いに火をつけろ、そうして政治の主義主張を貫徹せよと言つた場合にこの法律が動いて来る、かようなことになりますので、具体的にその演説会なら演説会、集会なら集会の言葉をずつと最初から最後まで聞きまして、さような言葉が入つておれば問題になります。が、單に心裡留保いたしましたして、心の中ではどうか知らんけれども、口先だけではただやれ／＼といったような抽象的な扇動行為の場合には、これは全然この法律には触れない、さようなことに理解しております。なおこの保障の問題等につきましては法務總裁から……。

○一 約定吉君 いや、法務総裁はあとで……。成るほどこれは目的罪、目的をもつて」というようなことがないと、とあなたはおつしやるが「目的をもつて」でなくともいいのです。そういう犯罪の意思があるから、刑法上いゝわゆる行為があるから……。意思がないから、自分にはその破壊活動をする意思がないから、その人間は犯意がないから犯罪は成立せんでしよう。けれども形だけでだだやれ／＼と言つて、そこを蹂躪せられ、財産上非常な損害を受けるというようなことはあり得べきことだ。これは勿論調査官を選定し、任用するときに、又私は意見がありますから言いますが、そういうようなことについては非常に困るのじやないか。それならばむしろやはりこの教唆といふところに重きを置いて、そうしてやうとばかりがいいのじやないか。教唆だけで実行する者がなかつたら教唆未遂というところに刑を科するといふ法條を

設けてもいいのではないかという私の議論だから、あなたにお尋ねしておるわけです。

○國務大臣(木村篤太郎君) その点について私から一言申し上げたいと思います。この法案におきまして、特に三條に扇動の対象となるべき行為を挙げておるのであります。先ず第一には内乱、或いは予備、陰謀、幫助、そこでどういう形において扇動するか、あらかじめ我々は予知することはできませんが、少くとも多衆の者が憲法に定められておきます基本秩序を破壊するた

めに暴動を起そう、これは現段階において我々の手によつて暴動を起してこの制度を破壊するより途がないのじやないかというように具体的によつて初めてこの法案が適用になる。又どこそこの鉄道を破壊しようじやないか、今の情勢においてはこの鉄道を破壊して食糧を断ち得るよりほかはないのだと云うようなことをやつた場合に初めてこの法案が適用になるのであります。その意味において極めて嚴格に対象となるべき兇惡という行為を列挙いたしてそれにこの法案を絞つて行こう、こういう氣持であります。ただ抽象的に、私はやるべし、現政府を打倒すべし、そういうことでこの法案の対象となるべきものではないのであります、極めて嚴格に対象となるべき凶惡なる行為をここに掲げて、それによつてこの法案を絞つて行こう、こういう氣持であります。

○一松定吉君　そこで実行はできなかつたから心配はないのじやないかという議論が起る。ただやれ／＼というだけではやらなかつたというやうな、ただやれ／＼という人を罰するという場合に

意味がないのじやないか。今總裁のやれやれとこう言つて群衆がわつとやつた、やつたときにすぐそれが騒擾罪、内乱罪、放火罪が成立する。するとお前は、実行した者は正犯だが、お前は、どうしてやつたかと聞かれると、一松がやれ／＼と言つた、すると私はやれやれの教唆犯として罰せられるのじやないか。そうすればあなたのその目的は十分達しられるのに、その扇動という文字をわざ／＼入れて、国民をして不安あらしめるようなことは如何ですかと、こうお尋ねしているのです。

○**國務大臣**(木村篤太郎宅) その点について我々は大いに心配して、そうしてそういう演説をやり、そうしてその演説の結果果してそういう事実が発生したかどうかといふのを見ておる暇がないのであります。そのときにその演説によつて非常に影響を受けます。その当日起らなくても、又教週間の後に起ることがあるかも知れない。それが実行された後になつて手当して行くことであらう。それは遅きに失するのであります。あらかじめそういうことに對して、何しなればいかん、こういうことです。

○**一松定吉君** そうするとただ破壊活動をやろうという意思がなくて、扇動だけしたというときには罰せられるものでしょうか。そうするとあなたのおつしやるのだというところ、破壊活動のおつしやるという意思がなくて扇動だけしたという場合に、これは破壊活動をする意思を以てやつたというのでいつくら思ふを以てやつたというふうに逮捕ができません、現行犯としてすぐに逮捕ができないから、そういう意味でやるということ、そうしてみるとそれが破壊活動をしようという犯意がなかつたという

ことならば、あとでその人間は処罰を受けんといふことになる。そうするとあなたのように余り檢舉を急ぐために結果から見てよくないということになりませんか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 具体的に我々はこういふところにおいて暴動を起すべきだといふような表現があれば、その人の意思というものはおのずからそれによつて私はわかると思う。ただ抽象的に何々といふのならばわかかりませんが、具体的にどこそこの家で暴動を起すべし、或いは汽車を顛覆すべしといふようなことであれば、およそその人の真意といふものはその表現だけでも私はわかり得るだらうと考へておられます。いわんやそのほかの偽託を以て固めて行けば、その人の意思の那邊にあるかといふことは推測される。と私は考へておられます。

○一松定吉君 余り法務總裁を相手に議論することはこの程度にしておきますが、ただ例えばここに氣違ひがある。氣違ひであるといふことはわからん。これが火をつける火をつけるやつた。破壊活動の目的でやつてゐる意思があるといふので逮捕される。とここが鑑定の結果精神病者であつたといふ場合にはは無罪になる。だからしてやれやれと言つたけれども、誰もそれに応ずる者がなかつた場合には、何らの法の秩序を紊すものがなかつたという場合には特にこれをやる必要はないのじやないか。やれ／＼といふことにによつてそこにある者が意思を決定してやつたといふことになれば、実行行為がある、実行正犯がある。それによつてやれ／＼と言つた者は教唆正犯といふことで罰せられるから賄ひができる。

い行動をやつたときに、それが団体の責任であるといつて、その団体の代表者を罰すると、こういうことになるのですか。

○政府委員(吉河光貞君) ここで団体につきましては國際的にも又昔からいろいろ議論があるわけでありまして、御質問のように団体を自然人と同じように司法上の法人格を與えるという意味で法人という一つの制度が發達して参りました。で、これは飽くまで司法上の人格というものを付與するといふ建前で發達した制度であります。で、そこで問題にしておりますのは、犯罪行為を實質的内容とする暴力主義的な破壊活動が団体活動として行なわれたかどうかという問題についてが問題になるのであります。その場合におきましては自然的な可能性、その可能の限界というものが結局問題になる。かように考へておる次第であります。

○一松定吉君 その団体の役員が団体の行動について体罰を受けるというやうなことの明文はなんですか、四十二條ですか。

○政府委員(吉河光貞君) 四十一條及び四十二條でその罰則を規定してあります。何もこれは団体の代表が必ず罰則を受けるというわけではありませんが、禁止命令に違反した役員なり構成員が、違反したことについて処罰を受ける建前になっております。

○一松定吉君 そうすると団体が処罰を受けるのじやなくて、団体を構成しておる、その行為に參與した役員が、自分の行動として処罰を受ける、こういうことなんだね。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたしますが、暴力主義的破壊活動は、その實質的内容がすべて犯罪行為になつておりますから、これを個人として行なつた場合においては当然処罰を受けるわけでございます。そして団体がかかる暴力主義的破壊活動を団体の活動として行いました場合におきましては、將來更に暴力主義的破壊活動を行う危険がある場合に規制をかけまして、特定の団体の活動を制限したり或いは団体の活動を全面的に禁止する、この禁止を破つて団体の構成員なり役員が禁止を破りました場合におきましては、個人として処罰を受ける、かような建前になつておるのでございます。

○一松定吉君 そういうことならよくわかるのです。つまり団体そのものを罰し、団体の代表者として罰するといふことになつて来るとどうも腑に落ちないのですが、そういうような規制された、制限された、禁止されたことを団体の構成員である者がそれに反してやつた、こういうことになると、自分が違反した行動について自分が制裁を受ける、それならよくわかります。

○委員(小野義夫君) それじやちよつと速記をとめて。

○委員(小野義夫君) 速記を始め。それではこれで休憩いたします。午前十一時五十八分休憩

午後一時十九分開会
○委員(小野義夫君) 午前中に引続きまして委員会を開いたいたします。先ず中山君の御質疑を願います。

○中山君 総裁がおられますから政策というふうな重要な面については省略いたしまして破防法の逐條的な疑義についてお尋ねしたいと思ひます。

先ず第二條でございます。「この法律による規制及び規制のための調査は、前條に規定する目的を達成するため必要且つ相當な限度においてのみ行ふべきであつて」といふ文句がありますが、この必要といふのと相當といふのが言葉の意味はどちらを強くここで取るか、必要といふことは必要に達するまで取調ができるということになる。併しこれが必要であつても、ここに相當とあるからやめなければならぬといふ言葉の矛盾が觀念的に出て来る。そこで必要といふことと相當といふことを並べて書かれてあるのです。が、一体どちらを強く取扱になるのですか。これは必要の限度においては絶対に調査するといふこと、つまり押収とか、搜索、検証といふようなことができる。必要の限度まで達しない限り十分な証拠力をつかむことはできないといふことになるのではないですか。相當といふことと必要と並べてお書きになるというところは法文の体裁上如何なものでか、その見解先ずお尋ねしておきたい、どちらを強くお待ちになるのか。

○政府委員(関之君) この点につきましては、この規制及び規制のための調査が、すべて合理的に何人が見てもこれは尤もだといふ範囲、限度において行われなければならないのであります。その趣旨の堅持のほどを「必要且つ相當な限度」といふこの言葉で表わしたのであります。で只今のお言葉の中にありましたように必要といふと何だか無限にどこへでも必要だといふその一

点だけでどこへでも行けるという感じがいたしました。それではどうも一般に無用な危懼を與えるのではないかと必要と言ひましても合理的に必要だといふ制限をされるべきであります。ただ必要だと書き放したと一般に無用な危懼を與えるといふことで、必要といつてもそれはやはり相當の限度において必要といふふうにしたほうが法案の趣旨を明らかにし又一般のかた々々に無用の危懼を與えない、かような趣旨からかような必要且つ相當な限度といふふうな文字の表現をいたした次第であります。

○中山君 いろいろお言葉であれば、合理的な限度といふような意味にこれを書き直さなければ、「且つ相當」といふ字を合理的と解釈されるのは立案者のあなたからの解釈であつて、私どもはこの法案が議會を通つたときに文理解釈といふものは自由にできるのですから非常に迷うであらうと思ふ。だから「必要且つ相當な限度」とすることは言葉自身が實際に矛盾してゐる。どちらに幅を持たせるか、どちらに深さを持たせるかといふことは、その都度々々どうでも取扱得るということになるわけなんです。だからこれは何とかなの体裁上もう少しはつきり国民にわかるように御訂正になるといふやうな氣持はないのですか、これを一つお伺ひしておきます。

○政府委員(関之君) この「必要且つ相當な」といふ言葉をここに置きましたのは、今申上げたやうな趣旨で書いたものであります。當時におきましていろいろ「不要な危懼を一般に與えないやうにとり考慮からいろいろの言葉を考えてみたのであります。他にど

うも適當な表現が見当らず、かようなことで私どもの考へてゐるところが表現ができるのじやないかと考へたのであります。今申上げるやうな意味のことが表現し得る適當な言葉があれば更に検討してみたいと思つております。

○中山君 これはいよいよ憲法に保障された基本的人權に觸れる問題でありますから、十分な証拠力といふものによつて裏付けられない事柄といふものは取扱ができません。だから相當といふことは合理的だといふやうな言葉でこれを制限すれば、搜索の半ばにしてそういうことはしないでもいいだらうという考へが起きたときにはそれはやめてしまふなければならぬといふことになりまして、いわゆるその事件の裏付けがない、証拠不十分の事案といふことになつて参ると思ふ。ですから「必要の限度」といふことにならなければ、私はここに相當といふ字を付けられるがために十分な搜索しかできないのじやないかといふことを思ふのです。仮にこれを必要といふ文字だけであつたとしても、現在の常識におきまして不合理な或いは反社会的な取扱をするといふことは、現在の國民の考へ方の限度においてはできないと私は思ふのです。

だからこれは必要といふだけにしておかれるほうが搜索の徹底を期する上において非常によいのではないかと。思つてゐるのですが相當といふ字をつけますと証拠不十分の場合がたぐさん出て来はしないかと思ふ。こういう人権蹂躪といふ問題を惹起しやしないやうな事柄につきましては、やはり徹底した搜索

というものをやる必要があるというところを考へるのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) この「必要且つ相当」という言葉を重ねました理由は先に閣府委員から申述べた通りで、我々としては合理的にやりたいという一念に出た言葉ばかりになるのでございませう。従いまして、いろいろ又御覧になりまして成るほどこのほうがもつとよいのではないかとこのころお考えつきもいろいろあるとは存じます。それならそれでいいわけではございませう、我々としては何もこれを固執するというふうなつもりは全然ないのであります。

○中山福蔵君 私の質問時間は一時間に限りましておりますからくどいところは略ししてお尋ねしたいところを進めて行きたいと思ひますが、第二條に「思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに労働者の団結し、及び団体行動をする権利」云々ということがございまして、これが不当に制限することがあつてはならないと、勿論不当に制限はなされんが、正当な場合においては制限することができるといふ裏面解釈になつて来るのです。そこでこのいふふうな重大法案を通すといふことになりましたれば、思想の自由はこゝういふ程度に制限するのだ、信教の自由はこゝういふ程度に制限するのだといふ一つの事例を例示して、国民全般に親心を持つて知らしめるといふ態度をとるといふことが、時代の何と申しますか変転につれてましてそのいふふうな態度をこゝういふ重大法案についてはとつてみたかどうかと思ふのですが、政府としてはこの法案が万一通過した場合においては、

そういうふうなことを一つ十分徹底せしむるというふうな手段をおとりになる気持はございませうか。一々例示してこゝういふものはこゝうなるのだ、こゝういふものはこゝうなるのだといふようなことを国民にお示しになるということには非常に法の運用上、又国民の幸福を助長する上においても、社会の安寧を確保する上においても非常に重要なことだと思ふのですが、この場合にはそのいふふうな取扱をなさるといふふうな一ツ念を押ししてお尋ねしておきます。

○政府委員(岡之君) お尋ねの点につきましては第二條に掲げてあります思想、信教、集会、結社、表現等々の日本国憲法が保障する国民の自由権はこれは申すまでもなく憲法によりまして侵すことができない基本的な人権であるといふふうに原則的に掲げてあるのございまして、そういういたしまして、これに對しまして制限を若し加へるといふことは、それは全くの例外的な問題になるかと思ひます。憲法の侵すことができない基本的な人権を公共の福祉の保持との調整におきまして全く止むを得ない場合に例外的にこれを制限するといふことに相成るかと思ひます。例へばこゝういふような法案のとき、こゝういふような場合はいけないういふふうに書くのは、憲法に原則がすでに明らかに書かれてありますから私は必要がないと共に相当なことではないと思ふのであります。これにつきましては、第三條の規定にあるがこゝういふ規定の破壊活動を四條、六條のこの規定に従ひまして規制するといふことが明らかになつておるのであり

まして、それ以外に思想言論のほうの場合につきましてこれ／＼といふようなことは特に明示する必要はないし、又憲法という限として侵すことのできないといふふうな掲げてある根本法が存在するのでありますからして、特にさういふことをこの場合に出すということは相当でないといふふうに私は考へておる次第であります。

○中山福蔵君 只今仰せられたことは本法案の第三條に全部羅列してある行動をやつた場合においてはこゝういふことをするといふことになつておりますから、それは私もこれ／＼言えないのです。併し今度この法案が公布されるようなことがある場合には、こゝういふふうな親心を含んだ一つの例を示して國民にこの破壊法という意味を徹底せしむるというふうな特別の手段をとりになる気持はないかとお尋ねするので、この法案をどうだとかあだとかするといふふうなことを言つておるんじやないのです。こゝういふふうな重大立法をするに當つては、過渡的な処分として、こゝういふふうな処置を一つつてみたかどうか。ややもすると法治国としてまだ極めて低級な全部の國民に行き及らしめることができないような場合には、こゝういふふうな親切的な態度をとつてみたかどうかといふことをお尋ねしていただくだけであります。これは別に法文をどうせとかあせとか言つておるのではございませんからどうかそれをとお聞き願ひたい。

それからその次にお尋ねするのですが、この法案には水源地に微菌を入れた場合を暴力主義的破壊活動として取締る規定が現れていないのです

ね。それから又琵琶湖のような洗堰のダムを破壊するといふようなことも入つていない。それから水源地に劇毒物を入れるといふようなことも入つていない。こゝういふ場合にはどういふふうな処置をなさるつもりですか。これはあり得ることだと私は考へる、こゝういふ点は。

○政府委員(岡之君) 先ず水源地に毒を入れるといふこの規定を破壊活動の中に入れてなかつたのはどういふわけかといふお尋ねであります。この点につきましては、お尋ねの点は誠に御尤もな点でありまして、こゝういふ行為をこゝういふ行為ではないかと考へることもより考へらるる点であるわけでありませう。そこで私もこゝういふ行為は破壊活動といふものの現下の実態であるとか或いはこゝういふものがどういふ形で起きたかといふふうなことがどういふことも一応想定いたしましたので、こゝうして同時に今まで申上げたこととくいていふ／＼の人權の制限といふような問題との関連において、それはできるだけ最小限度にとどめておいたが、よくはないかといふふうな考へ方から、なおそのほかにもいふ／＼な破壊活動的なものが考慮されるのであります。今の段階におきましてはこの程度にとどめておいたが、よくはないかといふふうな考へて、この範圍に一応限定してみた次第であります。

又電気或いは水源のダムなどの破壊の問題であります。この点につきましてもいふ／＼この破壊の方法も考へられるのであります。この法案においては例えて申しますならば、二号の千の爆発物の使用といふような方法によつた場合にそれが捕獲できると、

かように一応考へましてその問題は考慮いたしました次第であります。

○中山福蔵君 これは微菌を散布するとか毒物を水源地に投入するなどといふことは、あなたがたがこの第三條にお書きになつておる破壊行為以上の大きな暴力主義的破壊活動の行為に該当する最も適切なものだと私は考へております。こゝういふふうなことに書いてあります問題は、刑法の百六條の強姦罪とか或いは七十七條の内乱罪とかいふいふゆる従来のありふれた問題をとりあへてこゝに破壊活動の行為として羅列してあるわけなんです。が、水源地に毒物を投入するとか微菌を散布するといふことは、これは時代的な背景を帯びた一つの暴力主義的な破壊活動なんです。こゝういふふうなことを抜いておつてこゝういふふうな末梢的なことだけをおつてこゝに掲げるといふことは私どもは肯けなないのです。時代を知らない取扱ひやないかといふことが考へられるのです。これは十分御検討を願ひなければならぬと思つております。

それから更にお尋ねしておくと、刑法の八十一條並びに八十二條のいふゆる外患罪の規定といふものは、外国から日本に攻め入ることを助ける、集团的に暴力主義的な破壊活動をやつて受入態勢を多数の人が作る、侵襲を援助するそれから武力を行使するといふ場合においてはこれと同じようにその受入態勢をちゃんと準備してかかる、いふゆる外患誘致の場合です。こゝういふふうな事例についても一向規定がないのですがこれはどういふわけがございませうか、一つお伺ひしておきます。

○政府委員(関之君) 御疑念の点は誠に御尤もでありまして、私どももいたしましては、この外患の八十一條以下の規定につきましては、一つといたしましては、そのような行為が現実に行われる場合には、併せては刑法の内乱の罪が同時に併せ起る場合もあるやうなものと、又二つといたしましては、そういうような事態が仮に進展いたしますならば、この法案が予定するよりも一層危険性、国家全体の安全性というものが一層高度の危険にさらされておるわけでありまして、これだけの法案ではとても賄い切れない段階であらう、そのときは又そのときに考慮すべき新たな段階に入るのではないかと、いかにふらふらに考えまして、特に外患を破壊活動の中にとり入れなかつた次第であります、御疑念の点も御尤もと思つておる次第で、十分に検討してみたいと思つておる次第であります。

○中山福藏君 只今申し上げたことは誠に急迫を要する問題じやないかと考えております。日本の地理的な立場、世界の動きというものに身をさらしておる者は当然こういふところに思ひをいたすべきものでないかと考えておるものであります。併しこれは時間がありませぬから議論はいたしません。

その次にお尋ねしたいのですが、この三條の後段に団体の定義というものが掲げられておるわけですが、その但書のところに「団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合に」この法律による規制を行うことができる、こういうことになつておるのです。下部組織もこの要件に該当することができるといふことに

なると、これは団体というものと分けて、支部、下部組織というものがばらばらになつたものであるといふお考えを持つておるんじゃないかと思われぬのです。団体は規制するけれども、下部組織、支部、分会というものはこれに該当する場合にはこれを適用するといふふうにここに掲げてあるのです。これは団体が第四條、第六條の規定を適用された場合においては当然これはここに及ぶものだと私もは考へるのですが、これをとり分けて後段に、こういふふうに書かれておるというの、頭だけは規制しても体と四肢、いわゆる手足がそれに該当しない場合はそれはそのままに放つておくといふ意味なんですか。これはばら／＼になつておりますよ。ばら／＼事件みたやうな書きようだと私は思つておりますが、これを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(関之君) この但書の趣旨をいたしますところは、御質問と逆のやうなふうに考えていたのであります。それは支部、分会も「特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体」と認められる場合一つの団体となるのであります。これはさういふ一つの団体だけで暴力主義的に破壊活動をする、上級の本部等とは結構無関係にそこだけでこういふやうな活動をする場合がある。その場合にその支部でやつたんだからその元のはうに責任があるといふやうに考へることはできないのであります。やはりそれに無関係に支部がやつたのならば、その支部だけの団体としての活動であつて規制もそこだけにとどめなければならぬのであります。さう

いふやうな法律の建前になりました。ここにさういふ趣旨を明記する、かような但書の規定を設けたのであります。○中山福藏君 さういふお考えであればこれは非常に明確で文書ではなにかと思つておるのです。これを讀んでみますと「この法律で「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいふ。」とある。但し、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに對して、この法律による規制を行うことができるものとす。」とあるのですから、前のほうの頭は、この団体は規制するといふことを書いておいて、但しその団体の支部、分会、外部組織といふものもこれに該当するときはなお規制するところ書いてあるのですから、これはこの法文の上から私はまあさういふふうに解釈することができない。これは只今のやうな意味であれば何とも少しわかりやすくこれをお取扱になるといふふうに私は希望しておきます。訂正するかどうか考へておいて下さい。

それからその次に一つお尋ねします。がね。本法案の第六條に關する政府の説明のうち、団体が解散命令を受けた場合、団体が解散するや否やはこの法律で問うところではないといふ説明をしておられるのです。それで事実上解散命令が出てその結果解散してもいいし解散しないでもいいしといふこととならば、これは法律といふものを出しても一体何にも影響を受けないといふふうになるのじやないかといふ氣持がするのですが、これは強制的にこれを解散させるという措置をとられると

いふ氣持はないのでございまして、さうか。この解散の命令が出て解散するせぬは放つておいて法律の問うところではないといふことになると、何も結果において効力はないのではないかと、いふ感じを受けるのですが、これは団体といふものを規制して団体の財産を処分する事務といふものを整理する、そして団体といふものを整理する、さういふにいわゆる後顧の憂いのないやうに、国民が枕を高くしてねむれるやうにしむけて行かなければ、法律で団体の解散を命令してもこれが存在するといふならば元と同じだといふことにならうやないですか。その点はどういふふうに考へておられますか。

○政府委員(関之君) お尋ねの点は、この第六條解散の効果をどういふやうに実施、確保するかといふ最も基本的なことに関するお尋ねでありまして、私どもとしましては第六條解散の指定といふものの効果は、七條によりまして「当該処分の原因となつた暴力主義的破壊活動が行われた日以後当該団体の役員又は構成員であつた者は、当該団体のためにするいかなる行為もしてはならない。」といふ規定、そして第九條におきまして財産を整理する。併しこの七條、九條の奥底、というか解散については、その残つた人と人との結合自体については、この法案においてはそれを禁止するといふことは考へておらないのであります。この点が団体を規制する手続、方法、そしてそれをどうして実施確保するかといふやうな問題との兼ね合いにおきまして、最も重大な問題であると私も考へたのであります。つきましては只今の人と人との結合自体を結んではいけない、何も解いて

てしまふといふことも考へては考へられないのでありますけれども、但しそれを実施する段階に相成りましてどういふふうにしてそれを実施するか、そして人と人との結合を解くといふことがどういふやうな法律の意味になるかといふことがいふ／＼疑問になつて来るわけでありまして、そこでこの法案におきましては最も法律的にその実行の可能な方法におきまして解散といふものの効果を規定するのがよろしいとかやうに考へまして、七條に今申し上げたごとくに、構成員であつた者が団体のために活動してはならない、そして団体の財産を整理する、そして何ら構成員、役員であつた者が団体のためにする活動ができない、団体の財産を整理する、さういふゆへにこの団体があとに継続する、或いは継続するが御本人の立場ですつかり団体を解くかもしれませんが、さういふことは当事者に任せて一応ゆへに規定して規定いたしたわけでありまして。

○中山福藏君 結局せみのゆへがらを見て喜んでおるといふやうな結果になるのじやないかと思つたのです。更に第九條の第二項にこういふことが書いてあるのです。第六條の処分が訴訟手続によつてその取消又は変更を求めることのできないことが確定したときは、当該団体は、すみやかに、その財産を整理しなければならぬ。そこで事務の整理、財産の整理といふことになつておられますが、その財産の整理といふものは自主的にこれをやらなければならぬといふことになつておるのです。官庁がそれに手を出して

かれこれするのじやない、自主的にその残務整理をやる人が物資を処理する、こうなつておるのです。そうなるに例へばここに鉄砲とか大砲とかサールだとか出刃包丁だとかいうものがあつて、その処分というものは自主的にやるのですから、官庁はこれに手をこまねいて傍観するということがなつて、今まで申上げた団体というものはせみのぬけがらというものが残つておる。構成員、役員は刑法上の処分的な残骸が残つておるといふことでは、自主的な処分が残り、今形の上で形式的な残骸が残つておるといふことでは、これは私はそんな簡単な気持ではこの問題を解決することはできないと思ふのです。この法律を作る以上は効果があれば法律というものは価値がない。我が国がこうして朝から晩まで一生懸命議案を審議するのはどういふふうに見なければ法律を通す必要はないのです。だからこの前に質問したことがらだと、法律の問うところではない、団体が解散するかせんかは、つまり処罰を受けた残りの構成員の随意であるところ書いて、財産の整理というものは自主的にやれと、こう言つておつたら、この法律を設けた価値はないといふような気がするのでありますが、それでもやはりあなたがたはそれで御満足になりますか。

○政府委員(関之君) お答えいたします。この解散の効果であります。これにつきましては第七條にありまして、当該処分の原因となつた暴力主義的破壊活動が行われた以後当該団体の役員又は構成員であつた者は、当該団体のためにするいかなる行為も

してはならない」ことになつておるのであります。そういったしますとその人々が団体のためにする行為をしてはいけないのでありますから団体活動は全面的にストップになつてしまふ。こゝういふような取扱方が現行法のもとにおいては最も相当ではないか。そこでそれらの人々がすべての団体活動をなすことができませんから全部団体活動がストップになる。但し財産の整理はしなければならぬ、そして財産は自主的に整理をする。こゝういふような措置が相当ではないかと考えたのであります。勿論財産の整理につきましては外國の立法例などにおきましては或いはこれを國家に没収すると各各種の規定があるものであります。こゝういふ外國の立法例なども考慮いたしたのであります。結局その日本國憲法の下におきましてはかような措置によつて財産の問題だけについてはとにかく自主的にその当該団体の者に処分させる。而もその役員、構成員は何らその団体のために積極的な行動はできない。仮に積極的な行動をいたしますと四十一條、四十二條の規定によりまして違反としてこれは処罰されると、こゝういふ罰則を以て押えておきますからして団体活動というものはここに完全にストップされる。そして又その活動が若し違反すれば刑罰としてこれを処分するわけでありましてからして、活動の停止強制も刑罰を以てかけられておる。かように考えましてこゝういふようなシステムにするのが最も妥当であるといふふうに考えていたした次第であります。

○中山福藏君 大体この社会立法はちえの競争なんですよ。ちえのレースなんです。だから二つのちえが競争することをしておるわけですよ。だからいくらこの法律を作つてみたところでちえで負けたら法律というものは影も形もなないと同じような結果になるということ。私は常に憂えておる一員であります。併し時間ありませんのでこゝういふ点も一つ十分に議論できないのは甚だ遺憾に存じますが、こゝにこゝういふことが書いてあります。第四條の「公安審査委員会は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して、当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあるとき、左に掲げる処分を行うことができる。」「こゝういふことを言つておりますが、この法文の面から見ると現在と將來に對するこれは規制なんです。勿論予備、陰謀とかいふような文句は第三條に書いてありますけれども、少くとも一つの具現した現象に對して現在以後に規制するこゝういふことになつてゐる。そこでお尋ねしておきたいのですが、只今申上げたようにちえの競争なんです。反覆継続されずただ一回限りの破壊活動をやつた場合においてはこゝういふふうに規制するか。若しこゝういつた法律が出たら、この法律を作つたちえ者に負けてはいかんといふのでこの上を走るといふ行動に出て来るに違ひない。そうすると継続とか反覆とかいふものが現われて来ない場合に、ただ偶発的であるかのような場合に、ただ現われて、その都度これを解散して行けば継続でも反覆でもないわけですよ。恐らくこゝういふことが頻々として

將來起つて来るでしょう、この法律が通つたら。こゝういふことに対してはこゝういふような政府は考えを以て対処せられるつもりでありますか。

○政府委員(吉河光貞君) 現実の運動におきましていろいろなカンパ組織を以ちまして各種の大衆運動が行われておるものであります。併しかようなカンパを結集いたしまして運動を大衆的におし進める場合におきましては、必ずやその背後に永続的な極めて強固な団体組織が指導的役割を演じておる場合が殆んどの場合であると考へられるのであります。こゝういふ団体につきましてこそ規制をかけてこれの將來の危険性を防止したいと考へてゐる次第でございます。

○中山福藏君 それはこゝういふ想定の下に立案したというあなたの経路をおつしやつてゐるだけでありまして、こゝういふことが必ず起つて来ると思はれておるものであります。だからこゝういふ点について今から十二分に御検討しておきにならないと、この法律を作つた目的というものは達せられないといふふうになるのじやないかといふことを恐れるのです。

それからその次にお伺いしますが、第十二條に「前條第一項の通知を受けた団体は、事件につき弁護士その他の者を代理人に選任することができる」といふことを書いておる。これには法律上能力ある者かどうかといふことについては明示してないのですから、無能力者でもやはり代理人という資格はできるのですか。この場合どうですか。

○政府委員(関之君) 純粹に法律上だけから考えますと、こゝういふ団体ではこゝういふ人も代理人に選任できると

こゝういふことになるかと思ふのであります。が、もと／＼この第十二條は要するに団体の利益のために代理人を選任するわけでありまして、その団体がこの人ならば自分の利益を十分に主張してくれると言つてその人を選任するわけでありまして、そこで主としてつばら団体の自主的な判断でその自分がこの人を頼もうといふその判断に任せるのが最も當を得ていると思ふのであります。特に代理人の資格についていろいろな制限の規定をおかないのがよろうとかよりに考へておる次第であります。

○中山福藏君 第三國人は代理人になる資格があるのですかどうですか、その点は如何ですか。

○政府委員(関之君) 団体において選任いたしますならばなり得ると思ふのであります。

○中山福藏君 そゝうすると国籍に關係なく代理人たることを得る。いわゆる団体の構成員の一員であるならば……まあ構成員でなくともいいのじやないかといふ気がするのでありますが、それは特に私は念を押しておきますがね、例えばソ連の人とか中共の人とか、フィリピンの人とか、その何人たるを問はず代理人資格というものはやはり生れて来るのですか。

○政府委員(関之君) 国籍の如何は問いませんし、又メンバーであるや否やも問わない、団体において責任者であると思ふものを代理人に選任する。かようなことに相成ると思ふのであります。

○中山福藏君 第十三條の規定でございすがね、こゝういふこゝういふことが書いてあります。当該団体の役員

員、構成員及び代理人は、五人以内に限る、弁明の期日に出席して、公安調査庁長官の指定する公安調査庁の職員に對し、事實及び証拠につき意見を述べ」ということを書いてある。この場合ちよつと聞いておきますが、こういうときに誰も出ないときにはどうなるのです。一体これは出ない戦術をとるかねんと思ふのですがね。これは何か積極的に出た場合の規定でありますが、消極的に出ない場合にどうなるのですか。公安調査庁のいわゆる審理官の手に収集した証拠だけで審理を進めて行くわけなんですか、どういふわけですか、それはどうなんですか。

○政府委員(関之君) このお尋ねの点は相手方団体が十一條の通知をいたしましても出て来ないというに相成りますれば、お尋ねの通り審理官の集めておきますその証拠及びそれら全体を公安調査庁長官が判断いたしました委員会のほうに請求する必要があります、請求するのが相当と思へば請求することに相成るとかような次第であります。

○中山福藏君 そうすると欠席のままでは分の請求をすることができると、こういうふうに解してよろしうございませうね。そこでお尋ねしておきますが、この五人と、審理官の前に出て説明をするというものが五人に制限されて審理官の数が制限されてないのはこれはどういふわけなんですか。私は曾て選挙違反の問題に立会つたときに私一人に對して刑事が十人か九人か並んで私を取りまいて調べたことがある。そういうふうにしてその場の空氣で一つの威圧を感じせしむるというのが従来のこの官権の濫用された実態であります。

す。これも制限が書いてないから或いはそういう手続をとるかも知れないと思ふのですかね。これはどういふわけですか。その審理官の制限は書いてないのですか。一方だけを五人ということに制限されておるのですか。

○政府委員(関之君) この審理官の人員につきましては、長官におきましてその事務を公正妥當に推進するために要する人員を任命することに相成ろうかと思ふのであります。又ここにござりますては第十四條において五人以内の立会人を当該団体を選任してそこに傍聴せしむることができ、又新聞記者の皆さんはそこで傍聴することができるといふような規定になつております。十分多数の審理官がまわりを取巻いて云々のことをやるということとは第十四條の規定から見ましてそこまで考える必要はないのではないかと。従つて人員は勿論不当に理由なく出すということはいいけないのであります。事務の適正な迅速な処理というやうな諸般の事情を考慮して適當な数の立会人を任命する、こういうやうなことに相成るかと思へるのであります。

○中山福藏君 これはあなたの方のやうなわけのよくわかるお方はそういうふうな末端行政官のやうなことはなさらないと私はそれはもう確信いたすのです。併しなにかにお出になつて實際を御覽なさるといふ御答弁はできないといふことになるのです。私はもうしばしば、そういうことに遭遇した体験を持つておりますから申上げて参考にお供しておきます。

それからその次にお尋ねしたいのは、第十四條の第三項に傍聴に關する規定がここにある。これには「立会人及び新聞、通信又は放送の事業の取材業務に従事する者は、手続を傍聴することができ」といふことになつておるわけですか。そこで沢山、こういうふうな業務が日本中にあるわけなんですか。そして或る団体が命がけで自分の共同の目的を遂行する場合にはこういう肩書を付けるというところは茶飯事だと思ふのです。そうするとここに傍聴人の制限がない、ないときにはその審理というものが公平に行われるかどうかといふことが非常に相違されるのであります。この点については何らの考慮も拂われていないやうであります。それはどういふふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(関之君) 「新聞、通信又は放送の事業の取材業務に従事する者は、その者が實際に在しておる新聞、通信又は放送事業の取材業務に實際に従事する者である」ということを勿論証明しなければならぬと思ふのであります。そして又これにつきましては裁判所においても行われておること、若し取調の部屋のいろ／＼な問題におきまして必要がある場合には傍聴券によつて制限するといふことはこの法律におきましても許されることである、かやうに考へておる次第であります。

○中山福藏君 これはあなたの方は象牙の塔に入つておられるわけではないのですか、今日広島に或いは大阪においても頻々として法廷侮辱罪といふものが起つておる。ことにいわんややういふ破防法に關する調査の際におきましてはもう無数の傍聴者が詰めかけて来るに違ひない。ここに「業務について」の肩書といふものを明示しなければならぬ

とおつしやいます。明示するなんかにいうことは何でもありません。今日或る通信社に就任して明日名刺を作つて肩書を付けて出て来るということは易々たることです。そういうやうな安易な考え方を持つておるとこれはとんでもない間違ひになつて来る。ことにいわんや法廷侮辱罪に關する規定といふものを示すといふことに現在なつておるのです、この国会で。

そういうふうなときにこんなやうな何といふか甚だ失礼なんです、非常に杜撰な行届かない法案でいいのでしようか。私はあなたをなじるのではございせんが、私たちの言うことを他山の石として十分御研究に相成りたいと、私はかやうに考へるのであります。その次にお尋ねいたしますが、第十五條に「審理官が不必要と認めるものは、取り調べることを要しない」といふことが頭から書いてあるのです。これを主観的に審理官がこゝろい証とていふものはもう取調する必要があるといふことではございせんか。これをねのけておつたらこれは全くやり切れたものじやないと思ふのです。この証拠に對する考へ方は、私は三十六年弁護士をしておるからよくわかるのですが、万人万様なんです、その証拠価値といふものは、審理官が自分だけでこれは価値がないとして、取調を受けるところの団体にいくらか有利なものであつても主観的な考へ方だけでこれは必要のないものとする場合には、第十五條を適用してこれを取調べぬといふことになつたら私は大変なことだと思ふのです。だからこれを審理官だけではねのけるというところは私は如何かと思ふのです。その証拠価値はその人によつて

違ふと思ふのですが、こゝろい点はどうですか。

○政府委員(関之君) 御趣旨誠に御尤もでありまして、一つの証拠価値の判断は各自によつていろ／＼相違があると思ふのであります。なおこの第十五條は衆議院におきまして、証拠であつても不必要なものは取調べることを要しないといふふうの一部そこが改正になつておるわけでありまして、こゝろい点としてはこの規定の趣旨を府令によつて明らかにいたして過ちのないやうに運用したいと思ふのであります。その府令によつて明らかにいたしたい点は、どういふ場合が不必要なのかといふことを例示いたしまして、そこで明らかにいたしたいと、かやうに考へておるのであります。

○中山福藏君 一つその点は十分遺憾なきを期せられたのであります。そしてその但書の所にこゝろいことが書いてあるのです。審理官は、当該団体の公正且十分な審理を受ける権利を不当に制限するやうなことがあつてはならない」と書いてある。これは前段で不当に制限しながら、後段では不当に制限してはいけないなんと言つて、同じ法文の中に前段と後段とがこれくらい矛盾した規定があるものだらうかと実は私考へたのですが、これは証拠を除外しておいて、さうして不当に制限してはならん、公正且十分な審理をやら、これはちよつと無理ではないかと思ふのです。この点を十分法文の体裁の上からお考へを願つておきたい。

それから第二十一條の二項に「公安審査委員会は、解散の処分を請求に係る事件につき第六條の処分をすること

ができない場合においても、当該団体が第四條第一項の規定に該当するときは、前項第二号の規定にかかわらず、第四條第一項の処分を行う決定をしなければならぬ。これは解散の理由がないときには、六月をこえない期間、地域を定めて例え印刷物の発行を停止するという処分ができるということになつてゐる。第六條に該当するところの條件がそろつていないときには四條に該当するものであつたらそれでやれと、こゝになつてゐる。ところがその逆の場合には解散することができないようになつてゐる。これはやはり解散することができるといふ建前をとるのが事件を処理する必要からいへば妥当ではないかと思つてゐるのです。が、如何なるものでありましようか。

○政府委員(関之君) お尋ねの点につきましてはお尋ねのような考え方も成り立つかと存するものでありますが、それにつきましては、これは調査庁の長官の請求ということが前提になつて委員会が決定するのであります。そこで調査庁の長官においてすらかような四條の処分ので足りるというような意見を出してゐるものであるから、それを更に解散するといふようなところまで他の決定機関において行くのは人権の擁護上相当でないで、やはり四條の処分の請求に対して六條の解散といふことは最後の大きな措置でありますから、その場合であつたら四條は認めてもよくはないか、かような解散といふことの重大性を考え、人権の侵犯が最後のものであるといふ点を考慮いたしまして、このような規定をいたしたのであります。

○中山福藏君 その点については意見の相違でありますからそれ以上申上げませんが、この第四條でありましたか、行政事件の訴訟特例法によつて公安審査委員会の決定に対して不服がある者は裁判所に提訴することができ、こゝういふふうになつておつて、そのうちその裁判所はできる限り百日以内の審理といふものを進行し裁判しなければならぬといふことになつてゐるのです。ところが規定が絶対規定になつておられません、つとめなければならぬといふことになつてゐる。これはなぜ絶対規定にして百日なら百日の間にこの審理を終結をつけなければならぬといふふうにお書きにならんわけですか。これはこれから行くこととめなければならぬのだから、百日よりも延ばしてやむを得ないときは審理しても差支えない、こゝういふふうに見えるのですが、この体裁の上から見ると。

○政府委員(関之君) かような表現にいたしましたのは、一つは裁判権の独立の問題にも関係があると考えられるのが第一点であります。申すまでもなく裁判所は独立してこれを行う、といふのはやはりこれを何日間しろといふふうになりまして若干の問題に關連があると考えざるを得ないのであります。次には又事件によりましてはなかなか百日でもむづかしい場合もあり得るかといふような考慮からかような規定にいたしましたのであります。

○中山福藏君 大行政事件訴訟特例法の目的とするところは、やはりこれは一つの緊急の人権擁護という立場に立つての取扱ひやないか、或いはその反面社会の公共の安寧を維持するといふ狙いもあるわけでありまうけれども、併しながらいやくもこの規定といふものをこの法條の中に入れて勘案する場合におきましては、これは百日といふものをこゝでおきめになつておつて、この法律の第四條で六月といふ期間を切つての行政処分をする、六月は百八十日ですね。そうすると裁判といふものが一審、二審、三審で仮にあなたのおつしやるように司法権の独立を侵害しないといふ建前において百日を一審に費したとしたら合せて三百日、そうすると裁判所で規制期間といふものが過ぎ去つた後に裁判がある。一向ありがたない裁判がもう時期が過ぎた後において宣告されるということになりまうれば、これはもうどうやら保障の適用を受けるというやうな場合においてはそれはなるほど首肯されるのでありますけれども、団体の行動といふものを規制するこの法律におきましてはさういふ点は一向親切味がこゝの中に加味されてないといふことが思われるのですが、私はせめて百日といふのを五十日くらい或いは長くても七十日くらい合せて二百三十日くらい間に一審、二審、三審という裁判といふものを終結して、さうして第四條の規制事項の精神を活かすといふことになければいけません、こゝういふふうに思ふのですが、如何なるものでしようか。

○政府委員(関之君) この百日の期間をどういふふうにか考へるか、或いは五十日といふふうにか規定したらよくはないかといふお尋ねの点であります。この裁判所における時間の規制は終局的に裁判をするまでの時間、これは実は事件の内容によりましていろいろ場合があるかと思ふのであります。又この期間をきめるにつきては、裁判所側の御意見も実は非公式に伺ひまして、かような事件の取扱ひをどのくらいの日数を予定されるものだろうかといふやうなことも一応参考として意見を伺つてみました。結局やはり一月とか五十日では無理である、やはりこの程度の期間が安当であると判断しましてこゝに百日としたのであります。

○中山福藏君 これは只今政府の御答弁では司法権の独立を侵害するといふやうな言葉を使われておりますけれども、行政事件訴訟特例法といふのは實質において司法権を侵害してゐるのです。してゐる以上はもう一歩足を先にふみ込んでゐるわけですから、やはりこれは人権尊重という意味からいつて、やはりこゝういふやうな適宜した法文といふものをこゝでつちあげずにもう少し親切味のある、団体といふものに對してはほどと背けるやうなことに処分に対する親切味をおくといふことにならなければならぬと思ふ。私は百日といふことは非常に不都合だと思ふのですが、こゝういふ点について特別の裁判所を構成してこゝういふやうな事件は特別審理に持つて行くといふやうなこと、特別裁判に付するといふやうな考へ方はないでしようか。これはほかの事件を扱つておる裁判官にこの事件を持つて行つてやつては大変なので、こゝういふものは特殊のものであるから特別の裁判所において特別に取扱うといふやうにして迅速を尊ぶといふことにならなければならぬと思ふ。さういふ点は如何ですか。

○政府委員(関之君) 裁判所におかれましては、恐らくこの事件の重大性よりして二十四條三項の趣旨からみまして、その内部におきまして特別の部をして専らこれに當らしめて迅速に処理すると、かような方途に出て頂けるものであらうと考へるのであります。

○中山福藏君 さういふ点も十分お考えおきをお願いしたいと思います。

それから三十二條の四項に「前項の期間内でも、価値のない物件は、廃棄し、保管に不便な物件は、公売してその代価を保管することができ。」といふ規定を設けられてゐる。これは従来司法警察官並びに検査庁におきましてあらゆる証拠を収集する場合において非常に弊害のある規定である。例へばゴムといふものが統制違反になるから一応預置しておくとつて預置されてしまふ、すると知らない間にそれが公売になつてどこへどういふふうに行つたかわからないやうになつてゐる。金が大抵あれば検査官や警察官が弁護人或いは本人の意見を聞かなければ処分できないものと私は考へてゐる、これは規定がさうなつてゐる、ところが何にも聞かないのです。今の司法警察官でも検査局でも、そのやうな事実を私は只今持つてゐるが、それから警察署にある物件はどうなつたかといふと検査局に持つて行きましたと言ふ、それで検査局に行つてたまたまと警察にあると言ふので、よく調べてみるとこへ行つたかわからない。さうすると容疑者といふので起訴猶予といふことをちやんと記録の上に書いてある。起訴猶予になると一応犯罪があつたといふことである。証憑の処分といふものはできるやうになる。これは起訴猶予といふ名目さえつければその物件はどうい

りふらにでも処分されやすいものになつて来る。ここにこういう規定を置かれたら、保管に非常にむずかしいところの物件等を公売に付するといふようなことにつきましては十分お考え願ひて、国民が納得するような処置をとつて頂きたい。これまで頻々として日本至る所の警察にあると私は見ておることで、ここに統制時期におけるところの米麦の没収等といふものは、あれで警察はたらく米の飯を食つてえびす顔をしておつたといふことはあなた方は御存じであらうと思う。これは非常に危険な、簡単なように見えて複雑な規定であるとは考へておる。何かここに監視の方法でも設けておいて頂かないと、国民は容疑者、起訴猶予といふような名目をつけられてこの物件はどうにでも処分されるということになるので、この点についてはどうするといふようなお考えをこの場合に承つて速記の上に残しておきたいと私は考へております。

○政府委員(関之君) この三十二條におきましては、立て方が「領置した物件のうち、留置の必要のない物件は提出者に還付」する、すべて提出者に還付するということが原則になつておるわけでありませう。次に還付の手續としまして、提出者に呼出なり何なりをするわけでありませうが、御通知をする、通知するときに「還付を受けるべき者の住所が知れないとき、その他その物件を還付することができないときは、公安調査官は、その旨を官報で公示」する。餉くまで建前としましては全部必要のないものは提出者に還付するということに原則はなつておるわけでありませう。そこでどうしても相手方がわから

ない、還付することができないという場合には第三項によりまして公示したあと「六月以内に還付の請求がないときは、その物件は、国庫に帰属する。」というふうに相成つておるのであります。そこで前項の期間内に提出者を調べたがどうしてもわからない、官報に公示してから六カ月のうちににおきまして種々の捜査をいたしまして、提出者に還付するあらゆる努力をしてみてもどうしてもわからなかつた、そのときにこの三項、四項の手續になるわけでありませう。決してお預かりした物件を勝手にこちらで処分するといふことはないわけでありませう。一切の努力を盡して提出者に還付する努力をいたすわけでありませう。そこで今申し上げましたようなわけでもうしても住所がわからない、出て来ないという場合に、四項になりまして物件の取扱につきましては、仮にあつて所有者でも出て来ないような場合には所有権の侵害のような問題も出て来るわけでございますから十分注意いたしまして、この法においてこの趣旨を明確にいたし、廃棄は全く価値のないものだけに限定いたしまして過ちのないようにいたしたいと考へておる次第であります。

○中山福蔵君 これは十分地方の検察庁にもこういうことは一つ告示と申しますか、何らかの手段によつて一つ御通告をお願いしまして……刑事訴訟法において同じような規定がある、それに只今私が申述べたような事柄が常に起りがちであります。特にそのことを私は政府に進言したいわけですが、それからその次にお尋ねしますが、第三十四條に「第四條第一項又は第六條の処分を行う公安審査委員会の決定

全部又は一部が裁判所で取り消されたときは、公安調査庁長官は、その裁判を官報で公示しなければならぬ。」といふことになつております。これは私は日時を現わす問題かと思つたのですが、この団体のかたぐひの気持から推して行きますと、一日も一時間も速かにこれが変更されるか取消されるかその結果を聞きたいといふのが、団体の構成員の気持だと私は考へる。それなのにこの裁判所で裁判をしてそれが公安調査庁に一応記録が廻ると判決が廻りまして公安調査庁でそれを官報で公示するといふことになつておるのでありますが、これはそういう手續をせずに判決を言渡されるときに裁判所においてこれを官報に公示するといふことが一番いいんじゃないかと思つたのです。が、如何なものでしょうか。

○政府委員(関之君) 当該団体のほうは訴訟になつておりますから裁判所で直ちにそのことはわかるわけでありませう。特に三十四條を置きました官報で公示することとしたしたのは呼出であるとかいふことはすべて官報に公示し、又処分の決定は全部官報に公示されて一般にそれがわかるわけでありませう。そこで一般にわかるように、その名譽にも関することであるからして裁判があつたような場合には官報で公示し、団体の利益のために明らかにしなければならぬといふ考へ方が第一。そこで団体側には今申し上げたように裁判所のほうからそれがすぐわかるわけでありませう。これは長官がやることになつておりますが、勿論さうな裁判がありましては長官のほうにおいてその手續をする。裁判所においてこの行政処分のかような場合にやる

という立法例が他にございませぬし、裁判所は裁判の分だけをやるということと、で、長官が一切の責任を持つてやるといふ立て方にしたほうが行政違法事件処分としては適當ではないかと考へてかやうにいたした次第であります。

○中山福蔵君 これは破産宣告なんかの場合には官報に出るか或いは重要な指定された新聞に出ることになつておりますが、これはすべて裁判所が取扱つておりますね。そういう場合においては何もことさらに公安調査庁長官といふのが処分の請求をしたからといつてそれにもう一遍その判決を返して、公安調査庁長官が更にそれを官報に掲示するといふことよりも、やはりこれはこの幾多の最高裁判所長官の訓示といふものは官報に掲示してあるのですから、而もそれは裁判所に掲示された以上といふものは裁判所の判決なんです。裁判所が独自の行動によつてこれを掲示し一分間でも一時間でも早く団体の人々に知らしめるということとは、私は本来の趣旨に副うゆえんじゃないかと考へるのであります。従つてそういう御質問をしたわけでありませう。最後に三十五條の「法務総裁は、毎年一回、内閣総理大臣を経由して、国会に對し、この法律による団体規制の状況を報告しなければならぬ。」といふあります。これは一回だけではちよつと困るのじゃないですかね。その都度いろいろなことが時間的に起つて来る場合が予想せられる。すると例へば今年の三月の議會で報告しておくと、秋の臨時議會にこつた問題が起つても一年に一回やればいいのだとして、そ

れは又次の来年に持越しといふようなことがあつたのでは、これは非常な緊急な場合には困るのではないかと考へる。だからこつた制限を付さずに、一回といふ文字をつけずに、その都度議會或いは必要に応じて總理大臣を経由して、私は議會の國民の代表者の議員に報告し、國民に知らしめるということに妥當でないかと思ひますが、如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問御尤もでございます。重大な規制処分が行われましたような場合におきまして、この規定にかかわらず法務総裁は国会に御報告申し上げなければならぬ。又国会からも國政調査の對象としていろいろ御質問もあらうと考へております。当然これにつきましてはお答えしなければならぬ。最小限度必ず總決算として一年に一回する。その一年間に行われたことをまとめて御報告しなければならぬといふような建前で規定いたしました次第でございます。

○中山福蔵君 どうもそれがはつきり現われておらないから、そういう質問をしたわけですが。私は既定の時間が来ましたがこれだけで私の質問を終ります。

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(小野義夫君) 速記始めて下さい。次に須藤君より委員外議員として発言を求められておりますがこの際許可いたすことに御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と云ふ者あり
○委員長(小野義夫君) 御異議ないと認めます。須藤君に御発言を許します。

○委員外議員(須藤五郎君) 先ず私は

委員長はじめ法務委員会の委員が私に特に委員外発言を許されたことに對しまして厚く感謝申し上げたいと存じます。それから法務府のかたたちに私はお願いがあるのですが、共産党が質問すると、法務府のかたは狂犬のごとく目を怒らして角を立てて答弁をなさる習慣がついているように思うのです。或る人がなぜ須藤君が質問するとああいう顔をされるのだろう、君がいなくなつたら我々にそういう顔をすることはないかといつて我々に話されたかたがあります。私はむしろ共産党を代表してというよりも日本の人民の幸福を代表して御質問を申上げるのですから、そういう偏見を持たないで親切丁寧に御答弁をお願いしたいと思います。これだけお願いしまして質問させて頂きたいと思ひます。

逐條的にもういろ／＼審議されましたので余りお尋ねすることも條文上はないように思うのですが、まだちよつと不審の点がありますのでお尋ね申したいと思ひます。

先ず結社の自由ということに關しましてお尋ねするのでありますが、或る解散された団体の構成員がすぐ他の団体の組織を行なつた場合はどうなるかというふうであります。伊藤さんの御質問でしたか、羽仁さんの御質問でしたか、その構成員がすぐ他の団体を構成することは差支えないというふうには私は前の委員会の際に伺つたのですが、それが間違ひでないのかどうか、その点伺いたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。大体は御質問の通りと思ひますが、この法案におきましても

解散された団体が脱法行為をしてはいけないというふうにも書いてありますので、そういう面では抵触する場合はこれは勿論問題とは別になるものと考へております。又解散された団体が他の団体を組織する、で解散された団体に全く何らの関係もなく別個の団体を組織するということは、大体御質問の通り差支えがないのでありますが、組織することによつて他の団体のためにする活動をしてはならないというふうな弊はかかつてゐるものであります。その二つの制限以外におきましては勿論差支えがないと考へております。

○委員外議員(須藤五郎君) そうしますと、こういうふうには理解していいわけですか。或る団体が解散された即時他の団体を組織する、そういうことは可能だ、以前の解散された団体の脱法行為をしなればいい、そういうふうには理解していいわけですか。

○政府委員(吉河光貞君) 只今申し上げた通り、もう一つあるのでございまして、解散された団体の役員や構成員は、その団体のためにする活動をしてはいけないということになつておりますので、他の団体を組織すること自体が明らかに解散された団体のためにする行為ということに相成りますと、それはつまり先ほども申し上げました通り四十一條でしたかに触れる場合がある。全然関連のない場合は差支えがないのでございまして。

○委員外議員(須藤五郎君) 余り深くやつていきますと時間がなくなりますので次に移りたいと思ひます。同じく解散させられた団体の構成員が他の団体に加盟する場合はどうですか。

○政府委員(吉河光貞君) 只今御答弁申上げた筋を同じ問題でございまして、一般的、それ自体としては差支えがないのでございまして、そこに脱法団体を構成するとか或いは元の解散団体のためにする行為として行われたと明らかに認められるような場合におきましては問題は別に相成ります。

○委員外議員(須藤五郎君) こういう例が會つて労働党當時にあつたのです。第一回労働者農民党が一九二八年に解散をさせられた、その當時のことを調べてみますと解散の理由は明らかでなかつたと思ひます。ただこういうことが言われてきたと思ひます。

共産党のフラクが労働党に入つてゐるからだ、だから解散をさせたのだ。その當時は勿論共産党は非法法です。非合法の共産党のフラクが労働党に入つてゐるから解散するというのが理由であつたように言われていたのです。明示はされませんがそういうことがあつたのだと思ひます。私はそういう會つての例がありますので特にこの点をお尋ねするのであります。その後労働党は新しい団体をやる準備を、新党の準備会をやつたのですが、それは一九二八年の十月だつたのです。結成大会即日解散をさせられてしまつてゐるわけなんです。こういうことが今後起るかどうか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の点であります。過去におきまして労働党の解散でありましたが、或いは新党結成準備会の解散の問題であります。これはこの法案の立て方とは全く違つた立て方の法律によつて運用されておつたと考へるのであります。仮に解散

された団体の中にフラクがあつたからといつてもそれが代行団体とか脱法団体とは認められないと考へております。

○委員外議員(須藤五郎君) もう一度確認しておきたいと思ひますが、それは會つて労働党に加えられたようなことは今後なさらないということですか。

○政府委員(吉河光貞君) 実は私、労働党解散の経過や具体的理由をおぼえておりません。法案の立て方は全く違つておるのじやないかと考へております。

○委員外議員(須藤五郎君) 吉河局長は帝大の新人会にいらしたということをお聞きします。或る自由党の議員は私に吉河特審局長は共産黨員だつたのだと私に言いましたけれども、私はそんなばかんなことはあるまいと言つて笑つたことがあるのですが、そういう経歴を持つていらつしやる方が労働党解散に關して関心がありでなかつた、わからなかつたとは言えないと思ひます。而も今日特審局長としてそういう点知らないじや済まないと思ひます。それがどうですか。私が心配しまして今まで二点御質問申しましたのは、労働党のようなことが再びなされる危険があるかどうかという点、會つての労働党が受けたような弾圧を絶対にこの法案はしないのだということをはつきりあなたがこゝで申して下さるならば私はそれでいいのです。

○政府委員(吉河光貞君) どうも……、事情はよく調べましてお答えしたいと思ひます。この法案におきましては御承知の通り、又次の団体を解散する

場合におきましても公安調査庁におきまして審理の手続を行い、更に公安審査委員会におきましてそれを検討されまして決定されなければならない、一方的に抜打にすべてがやれない立場にあつて、一々具体的に所定の手続をふんで行かなければならないという趣意になつております。なお労働党や新党準備会につきましては當時の法令並びにその事情等がわかりましたならば後日御報告いたしたいと思ひます。

○委員外議員(須藤五郎君) 私もう一点ちよつと確認しておきたいと思ひますのは、若しも労働党の受けたようなことが今後なされるとしたら、その団体が解散させられ、そしてその次に団体が結成されその団体の性格も何にもわからんうちに即刻結成と同時に又追討に解散ということをおなたたちがなさるならば、団体の性格も何にもわからんうちに、それを結局労働党の當時は新党の結成が何にもわからぬ結成式のときにまでもう弾圧して解散しているのですから、どういふものが作られるものかわからないでそれをやつてゐるということ、そういうことが今後なされたならば憲法に規定してゐる言論、結社の自由というものが非常に蹂躪されることであつてこの法の行き過ぎだと、間違つた運営だと私は考へるのですが、そういう間違つた運営を今後は絶対にしないかということをお伺ひしたい。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の通りであります。第四條、六條に該當するものと、公安調査庁の審理の手続を経まして公安審査委員会新たに認定されなければ、解散はできません。

○委員外議員(須藤五郎君) その認定は新しい行動が現れた上で認定するのですか。現れないうちにあなたたちの認定によつてそういうことを決定するのですか。

○政府委員(吉河光貞君) この場合におきましては、新たに解散される団体はやはり暴力主義的な破壊活動をたびたび行ひまして、これに継続又は反覆して将来又更に団体の活動として暴力主義的な破壊活動を行う明らかな危険性が認められなければなりません。

○委員外議員(須藤五郎君) 危険性を明らかにするということは、その次に結成された団体の行動を見なければ明らかでないと思うのです。ですから行動を見ないうちにあなたたちの推測でそういうことをするかどうかという点なんです。

○政府委員(吉河光貞君) 新しい団体について只今申し上げましたような事実が明らかにされなくては、規制処分は加えられないわけです。

○委員外議員(須藤五郎君) わかりました。それじゃその次に移りますが、機関紙が停止をくつた場合、別の機関紙を出すことは自由だというふうにこれまでの委員会の御答弁で了解しているわけなんです。私たちの理解が間違つていないと思うのですが、確認しておきたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 機関紙の点について只今御質問がありました。別の機関紙であるかどうかということにつきましては、結局機関紙の同一性を如何に見るかということが問題となると思うのであります。この点につきましては先般来申上げています通り、伊藤委員からの御質問がありまして留保

答弁となりまして政府からのちに詳細に申上げた、これを要するに結論から申しますと、別個の同一性の認められない機関紙であれば発行差支えないというところは申すまでもないことであります。

○委員外議員(須藤五郎君) もう一点機関紙で伺つておきたいと思うのですが、停止六カ月後その機関紙が再発行するということは認められていると思うのですが、その場合むしろ返しては直ぐできるのか、するののか、私たちはできないという認定なのですが、その点。

○政府委員(吉河光貞君) むしろ返しと申しますか、六カ月の発行を停止された、ところが更にその機関紙によつて暴力主義的な破壊活動を行う明らかな虞れが認められた場合におきましては、公安調査庁長官は審理手続を開きまして、その事実につきまして意見、弁解を聞き、これを委員会に請求するわけでありまして。

○委員外議員(須藤五郎君) それじゃこれも団体と同じように、要するに新しく出た機関紙がこの法の対象になるかどうかということをはつきり見てその後の経過を見るということではございませんか。

それでは次に第二点の団体の解散問題についてお尋ねしたいと思うのですが、或る団体の支部が解散された場合、その支部の構成員が本部の構成員の活動をしていいかどうか。

○政府委員(吉河光貞君) 支部が解散されたときには支部が危険な破壊団体と認定されたわけでありまして、その構成員が他の団体に御参加になるということは先ほど御質問になつたライ

ンで差支えないことになつております。その団体の本部といわず、他の団体といわず同様であります。併しなからそこにその解散された支部のためにするその団体の行為と認められるような場合は別個になります。

○委員外議員(須藤五郎君) そうすると、まあ或る組合、大きな組合ですね、組合としていいと思うのですが、共産党という言葉は使わないで組合という言葉をしますが、要するに或る支部が脱法行為で解散された、その人たちがその組合の本部へ歸つて本部の仕事をする、その支部の仕事でなしに本部の仕事をするということは認められるわけですか。

○政府委員(吉河光貞君) 支部が解散せられた場合には、支部の役職員なり構成員のかたが、解散された支部以外のその団体の組織、本部とか他の支部とかというところへ御参加になるということは原則として差支えないが、先ほど申しました通り、その解散された団体のためにその活動をおやりになつてはならない、こういうことは当然かつて来るわけですね。

○委員外議員(須藤五郎君) その解散された団体というものは、要するに支部のことではないですか。そうですね。わかりました。

それから次に、解散された支部の同じ幹部構成員が本部の構成員になることができるか。

○政府委員(吉河光貞君) 前と同様であります。

○委員外議員(須藤五郎君) 同様に考えていいのですか。

それでは次に移りますが、団体活動のスパイ干渉ということなんですが、昨日伺いますと法務府は月七百万円一

年に一億円近い金を調査依頼とか情報を買うために使つていらつしやるようです。随分金を使つていらつしやることをみると随分そういう人たちがいるように思うのですが、私はあの話を聞きまして驚いたわけでありまして、それはほんとにきんスパイ行動をやる人たちがくるとなると、これは何か我々の団体だけでなくその団体でも安心しておれない。どういふことをスパイされるかわかりませんし、スパイの計画によつてどういふ懲罰を受けるかわからんという心配が起つて参ります。解散その他の規制された団体構成員の脱法行為の調査の名で、広範に大衆団体的活動をスパイすることが起つて来ると思ふわけなんです。即ちまあわかりよく言へば、若しも或るAという団体が解散せられてしまふ、そのAという団体の構成員であつた者が今度B、Cという団体へ入つて行くと、そのB、CにおけるAの団体員であつた者の活動をスパイするために、結局B、Cという団体にその無駄な弾圧と妨害とかいふいろいろすることが何か心配があると思うのですが、そういうことに関しまして、あなたたちはどういふふうにか考へてらつしやいますか。

○政府委員(吉河光貞君) 団体が解散されますと、その団体の構成員は脱法行為をしてはならない、又団体のためをする行為をしてはならない、行為を受けた場合にはいふゆる司法上の処分を受けるわけにはならない、これはいふゆる犯罪になるわけですね。この方面の捜査内偵につきましては検事並びに司法警察官の職責になる。私ももといたしましては、いふゆる暴力主義的な破壊活動が団体によつて行われたかどうか、その団体が将来継続又は反覆して暴力主義的な破壊活動を行う虞れがあるかどうかという点に関連して調査を進めるわけでありまして。

○委員外議員(須藤五郎君) 私の質問の仕方がどうしたために、ちよつと理解が間違つていたように思うのですが、私のお尋ねする点は或る解散せられた団体の構成員がほかの団体に加入した場合ですね、その解散せられた団体の構成員が加入したということによつて新しい団体がスパイの対象となつて迷惑を受ける点がたゞさん出て来るのだらうと思うのです。そういう点をあなた達は考へていらつしやるかどうか。そういうことは絶対ないということか、ですね。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問のやうな問題が調査の対象になることはないと考へております。

○委員外議員(須藤五郎君) 時間がありませんから次に進みます。最近のいろいろな動きを見ますと、メーデーのときもそういうことが私達に感付かれたのであります。官憲及びその手先が故意に挑発行為に出ている。そうしてそこに不自然な行動を起させてそしてその団体を窮地に陥し込んでしまふ。要するにあなた達の取締の対象化するといふやうなことが考へられるわけなんです。これは曾てたゞさんの例があつたわけなんです。非法法時代の日本共産党も決してつまらない暴力はふるつた経験はない、覚えはない。私はその当時の共産党員でありませんからはずきり申上げざる資格がないかもしれませんが、ないと記憶しております。たゞ、あの当時大森銀行ギャングという事件が起り

この憲兵が其の産党破壊工策をするために共産党の中にもぐり込んで来て、そして大森ギヤングの首謀者として活動したわけなんです。そして彼の挑発行為によつて共産党は非常な誹謗を受け迷惑を受けたわけなんですが、こういうことは必ず今後も起つて来ると思うのです。現に私は起つて来ると思うのです。そういうために特審局は月七百万円というような膨大な金を使つていらつしやるのではないか。そういうふうに私は考えるわけなんです。

この間のメーデーにおきましてもういうことが言われております。共産党員の中でもそういうことが言われております。或る計画的な挑発隊が入つて扇動してそうして初期の計画と違つたようないろ／＼な行動がなされてしまつたということを言つております。これは必ず今後起り得ることなんです。共産党を撓乱するために右翼のスパイが入つて来る。そして挑発的な行為をどん／＼やる。恐らく、こういうことはなされると思うのですが、まあいろ／＼例を挙げますとたくさんあると思うのです。関東大震災のときに朝鮮人がたくさん虐殺されました。私もその首のない死体が荒川に浮いておるのをこの目でたくさん見ました。なぜかという朝鮮人が暴動を起すからやつつけろということで、罪もない朝鮮人を引張つて来て、荒川のはとりに張つて行つて首を斬つて死体をほうり

いうふうな騒動があれば、監視片自身が、こういう挑発をする、デマを飛ばすというような無責任なことをやりかねない。亀戸でたぐさんの労働者が殺された。大杉栄は小さい子供と奥さんと三人井戸に放り込まれて死んでいる。こういういふことが曾てなされている。こういうことは必ず繰返されて来ると思ふのです。こういう法案が出てもう手段を選ばないという状態が来れば必ずこういうことをやると思ふのですが、それに対するあなた達の保障がありますか、こういうことを絶対この法案によつてなされないという。

○政府委員(吉河光貞君) 先般もお答えいたしました通り、犯罪及び暴力主義的な破壊活動の挑発行為は絶対に許さるべきものではないと確信しております。

○委員外議員（須藤五郎君） 併しその挑発行為をなして、あなた達は正当なる団体を取締の対象として考えるようなことが万が一にもないとおつしやるのですか。私達はそういう危険は必ずある、十分起つて来ると思うのです。が、そのときにこの法案がその正常な団体を守ることをどういうふうな立場でなさるのですか。

伺いますが、この間のメーデーのときに最初の波が馬場先門からずつと入つて行つた。あのときはデモの一隊は何ら手に持つていなかったと私は聞いております。そのときにずつと二重橋のほうに行つたとたんに警官が催涙弾を射ち労働者の団体に襲いかかつたというのを聞いております。これは明らかに挑発ではないですか。そういうことさえなされなかつたならばああいう問題は起らなかったと思うのです。最初は労働者は決して警官と殴り合いをやつたり叩き合いをやつたりするそう

いう計画をもつてそこに行つたとは私達は認定できないわけです。堂々と隊伍を組んで行つた。それに対して襲いかかつたのは先ず警官ではなかつたですか。これは明らかに警官の挑発行為

ではないですか。これに對してあなただはどういうふうに警官を処罰しますか。

○政府委員(吉河光貞君)　メーデー事件につきましては、殊にメーデー事件における警察官の警備行動に關しましては私所管外でございますが、この点につきましては法務総裁からも国会に對しまして御報告があり、田中警視總

私といひましては警察官があつた場合挑発したということを聞いておりません。又挑発が先ほどの御質問では犯罪として、特に暴力主義的破壊活動の教唆又は扇動というようなラインでお答えしておりますが、これを広く政治的にお使いになりましたて行きますと、これは私どもの所管外になりますので、又別に只今申上げたような材料で御判断願ひたいと考えております。

○委員外議員(病癒五郎君) あのね、私は吉河さんにはつきり申しておきたいことはです、大衆というものはみずから好んで暴力を振うものではないのです。常に大衆の暴力というものは受身で起つて来るものです。これは朝鮮人の暴動、神戸に起つた問題にしましてもどこの問題にしましてもよく調べてみますとそうです。この間のメーデーにおいても明らかにそうだと

思う。警官隊があゝのとき催涙弾を投げたり、ピストルをうちこんだりしなれば絶対にあいいうことは起らないのですよ。大衆というものは常にそういう立場をとつておるものです。その点はあなたはつきり確認なさる必要があると思うのです。それでないと今後この法を運営する上において非常な過ちを行うので、あなた迷惑するだろうと思うんで私は御注意までに申上げておきたいと思うのです。

○一松定吉君　今須藤君の御質問の中でお答えになったことについてもう少し私からもお尋ねしてみたいのです

ては「日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならない。これは実にいいことなんです。ところがそれについてその第二項に「この法律による規制及び規制のための調査については、いやしくもこれを濫用」してはいけなない。それから「労働組合その他の団体の正当な活動を制限」してはいけなない。又「これに介入するようなことがあつてはならない」。

あつては「いけない。非常に制限をされておることはこの文句の上で明らかですが、そういうような不当に制限することがあつてはいかん、濫用してはいけない、制限してはいけない、介入することはいけないとかいうことの判断だね、これは先ほども何回も問題になつておるのですが、この判断は結局その衝に當るいわゆる公安調査官が判断してこれをやるんでしようね。

そのやつたことはそれがよかつたとか悪かつたということは争つたのちにこれはきまるのですが、今自分がこういうことをやつておるのはこの法律の禁止規定に当らんのだと思つて自分はやるというような判定権は、そのやる当時のその衝に當る調査官がやるんだらうと思うが、これは如何ですか。

○政府委員（関之君） 先づ第一点の問題につきましては、調査官がさうな認定、自分の判断におきましてその判定に基いて調査を進めるといふことに相成ると思ふのであります。

○一 松定吉君　その判定の結果そこがつまりその調査官の知識経験とかいようなことは影響するんだが、自分がやつたことが間違ひであつたというやうなことは必ず後日あり得べきことなんです。そういうときの救済法がどういふことになりますか、それを一つ。

○政府委員（関之君） この点につきましては從來もしばしくお答え申上げた点であります。が、それが若し非常な進行過ぎでありまして、明らかに濫用をいたしたということになつて刑法の職権の濫用罪に当り得ることがありますならば、その当該調査官は刑事上の責任を負わなければならないのであります。

次にその場合、或いはそこまでも行かない、併し公務員法上の懲戒の問題も生ずるといふようなこともありましようし、又そこに考えられるわけであります。又民事的な賠償的な問題といったしまして、国家賠償法の條件に該当するような場合でありますならば、賠償法によつてその侵害を受けた相手方において賠償の請求ができるというようなことに相成るのであります。

○一松定吉君 職権の濫用ということになればこれはもう刑法の百九十三條にちやんと普通の公務員の職権の濫用が規定してあるからこれはわかりますが、おれは今あの男のやつておることとは不都合なことだからこういうようなことを一つ自分は調査をしよう、或いは規制しようとかいう善意に出た場合ですわね、善意に出たところ、あとから見たら自分のやつたことが間違ひであつたということであればこれは職権濫用にちやんとせんね。それからそういうことをやつたのために非常に損害を受

けた、そういう人間がそういうことをやつたために非常に損害を受けたということになるとそれは国家賠償法の規定によつて責任を負うところおつしやる、その通り、国家賠償法の第一條には、「故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたとき」とあるが、自分はこのことに規制しなければならぬものだ、今おれは進んで調査しなければならぬものだ、こういうふうに思つてやつたということで故意でも過失でもなない場合、結局損害賠償とか国家賠償とかいう責任はないことになるのじやないか、それはどうですか。

○政府委員(関之君) お答えいたします。

す。賠償法におきまして故意の問題は、まあ別問題にいたしまして過失の場合であります。自分のやることは職権上正当であるというふうにいる／＼の

ことから考えてやつた場合におきましては、いわゆる職権濫用としての故意という問題はかならずしい問題でありますが、そのような自分の認定その他の他に過失があつたという場合に、その過失の結果として相手方の権利を侵害して外形的に国家賠償法の問題が一

応考えられる。こういう事例であります
 が、そのときにはやはりその当該調
 査官の侵した過失の程度によりまし
 て、その結果として相手方の権利が侵
 害されておるということに相なります
 れば、賠償法で一応賠償の請求ができ
 るのではないかと思うのであります。

○一松定吉君 この国家賠償法の第一條は「故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたとき」に限る、違法にです、今のやつは自分は自分の職権を行使するためにやつたということ

になるとこれに当てはまらんように思
いますか。どうか。

○政府委員(関之君) お尋ねの点は、

この第二條におきまして規制の基準があるわけですが、これは勿論賠償法の問題におきますと、かような基準を過失によつてそこで侵してあるわけであります。それが原因となりまして、その違法に「といふことは、やはり二條との關係などにおきまして考察して、過失によつて相手方の権利を侵害したという場合に賠償法によつて行けるものである、かように考へております。

○一松定吉君　その基準とは如何。

○政府委員(関之君) その基準はこの第二條にいずれも掲げてあるわけでございます。

○一松定吉君　　どういふことがあるの
ですか。

○政府委員(関之君) これは「必要且つ相当な限度において」行へべきでありまして、「不当に制限するようなことがあつてはならない」というふうに規定しております。この基準に客観的に違反しておりますならば、それが過失に基く場合でありまして、当然賠償法によつて違法に侵害したということに相成ると思ふのであります。

○一松定吉君 不当ということは不当の故意がなければならんですね。これは自分が正しいことをやるのだという考えを持つてやつたときには、不当ではない、そのときにはどうなりま

か。にたいするものではないか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたしました。公安調査官は調査をなす場合におきましては、「必要且つ相当な限度において」調査を行わなければなり

ません。で、必要であるからといって如何なることでもやつてよろしいというわけでもないのです。それが合理的に判断して相当な限度を逸脱してはならない。公安調査官は主観的に必要且つ相当の限度で調査しているんだというふうに考えましても、それが客観的にその限度を逸脱しておるような場合におきましては、これは不当な調査ということに相成るものと考えるのであります。で、さようなことを考

えた、主観的に必要且つ相当な限度であると言いながら客観的に見れば著しく限度を逸脱したような調査をしてお

る。そういうことをするについて公安調査官に過失がありまする場合においては、只今閣政府委員からお答えしたような賠償の問題に相成ると考えている次第であります。

○一松定吉君　つまり不当とかいいう

ことは、客觀的にもきめなければなら

んが、その不当であるかどうかがい
ことは、その調査官自身が故意にやれ
ばこれは故意であり、或いは注意を怠
つたためにそういうことができたなら
ば過失である。自分は正しいことをや
るんだという考えでやつたら故意じや
ない、注意を怠つたのじやない、注意
をして、この点に十分に気がつければそ

れは過失じやないね。重大なる注意を用いなければならなかつたということについてその結果が招来したとかいえば、やはりその重大なる過失とか申過失とか過失とかいふ問題が起る。自

分は注意を實際怠らなかつた、ところがそれが何らかのことで相手方に対して名誉上の損害、政財上の損害を與えたというときには、国家賠償法の第一条の規定に当てはまらない。故意又は

過失であつて、違法な行為をやつたといふことにはならない。そうかといつて、刑法のいわゆる普通の公務員の職權濫用といふことにもならん。そうすると結局斬捨御免といふことになる。やられたほうは社会上の地位を傷つけられ、社会上の名譽を傷つけられ、財政上、生活上非常に困らせられたといふことになる。そういうときの救済はやはりこの國家賠償法でやるのですか。

○政府委員（佐藤達夫君） 私からお管
えいたします。今のお話のように故意
も過失も全然ない本当の善意でやつて

そうして思いがけない損害を生じたという場合には、これは国家賠償法には入りません。それはもうあらゆる法令の執行について皆役人は善意を以て忠実にやつてそうしてまあ思わざる不測の損害を生ずる場合がありますから、この法律ばかりでなしに広く全面的にこの法律の範囲にまつていふことが問題

○一松定吉君　意見長官の御意見は尤もです。その答えなければならぬので、その答へることによつて正しい。そこで問題がある。善意を以て自分はやつたのだと思つたところが、それが本当は客観的に見て試うことのできな

いような結果があつたというよりなことがあることが危険なんだ。それはどういうことにあるかという、つまり経験に乏しい人、学識のない人、思慮の浅慮な人というところにある。そうい

う人がこの調査官に採用されるということがあるのじゃないか。ここへ持つて行くために質問したのであります。そこで私のお尋ねしたいことは、そういうような人権蹂躪の事実のないよ

要るのではないかということをお尋ねするのです。

○国務大臣(木村篤太郎君) その点私からお答えいたしましたでしょう。誠に適切な御質問と思います。そこで我々といしましては、最初相当の人員を予定しておつたのでございます。併しながら御承知の通り、すべて予算の緊縮政策をとつておる際でありますから、

余りに人員を龐大なものに持つて行く
ということはどうかと考へておるので
ございます。更に又この破壊活動防止
法案において狙われておる事案という
ものは極く限定されておるわけであり
ます。或いは御質問のように賄い得な
い事実も出て来るかも知れませんが、
たとへば、先ず活動の分野も限定され

れておることであるが、又一面において今申上げましたように、予算面においてすべての官庁が緊縮政策をとつておるときでありますから、最小限度に一つこのくらいのものでやつて見るこ

下にやつたのであります。或いは一面において御心配のような点が出て来るかも知かりませんが、とにかくこれについてはこのくらいの程度で賄ひ得るのではないかという予想の下にやつた

のでございます。

○一松定吉君 それではまあ人数は手

薄なんだというをお認めになつたのですからわかりました。

れただけのたくさんの肩を認けるに
ては、それ／＼戸舎というものを新築
しなければならん、それからそれに對

しての旅費、日当、雑費といふようなものが要るが、随分予算がたぐさん要ると

思いますが、その予算はどのくらいのお見込でございますか。これは事務当局のほうからでも結構です。

○政府委員(関之君) 只今まだ終局的に予算の枠はきまつておらないのであります。新年度におきましては、公安調査庁がきましての年度におきましては、既定の分を加えて七億四千万前後に相成り、一応その程度で大蔵省のほうとの話を進めておる次第であります。なお申し上げますが、庁舎の点につきましては、できるだけ既存の各役所において用済みになつた庁舎を利用してやりたいと、かように考えておるわけがあります。

○一松定吉君 どういう庁舎があるのですか。

○政府委員(関之君) 経済調査庁の各都道府県における庁舎が一部空き或いは近く空く予定であります。からして、さういふものをできるだけ利用して、新築のほうはできるだけ避けたい、かように考えておる次第であります。

○一松定吉君 それだけの現在の庁舎だけで間に合いますか。

○政府委員(関之君) その庁舎で今のところでは相当利用し得ると思つておるのであります。若し賄えないところは新築し、或いは借上げ等の方針で行きたいと思つておるわけがあります。

○一松定吉君 その賄い切れん場合に、この新築して庁舎を建てるといふことについて、どのくらいの費用を予定しておるのですか。

○政府委員(関之君) まだその問題につきましては、各府県において一々庁舎の問題について個々に、この庁舎は空くとか或いはこの庁舎は使用可能

であるとかいふ問題がまだ決定しておらないのであります。それを今関係庁と折衝いたしまして、ここはよろしい、ここは不十分というふうなふう、一々今検討中でございます。確定してないのであります。

○一松定吉君 それらの調査官には何か制服とか何とかというものをこしらえて着せるのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 公安調査官は任意調査を建前といたします。制服は着用させません。

○一松定吉君 そこで承わりたいのは、非常に今行政整理をしてさうして国費の冗費を省いて、成るだけ納税を少くすることのできるようにしようといふのが現政府の方針で、それは現政府に限らず、すべての政府がさういう考えで、民衆の負担を軽減しようといふことはこれは当然のことです。さういふときに、さういふようなことを一体こしらえなければならぬのかどうかといふことが、私の質問は結局ここに落ちるのです。警察署といふものがある、警察官といふものがある、その警察署といふものがあり、警察官といふものがあるならば、それにさういふ仕事をさせられるのじやないか。人材を得るについても今ではとにかく千何百人の者を採つておる。それは手薄だから将来増員しなければならぬといふことになる、さういふような費用は、今お話をすると七億という金がちよつと今年には要するらしい。さういうたぐさんの金をさういふような新たな機関を設けてお使いになるよりも、今現在ある警察官といふような者にこの仕事をさせてやれば、庁舎もあるし、人員もあるし、ただ少し足りない

所があれば足りない所に費用を増せばいいというふうなわけであるのだが、さういふようなことをすることが利益であるのです。なお警察官はさういふような調査とか或いは調べといふようなことについてはお手のもの仕事、さういふ所にやらせることがいいのであつて、それをやらせないといふところに、調査庁といふものを設け、調査官といふものを設けるということになれば、この法の運用ができないのかどうか、そこを一つ聞いてみたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通り、警察官とこの審査官との建前は本質的に異なつておるのであります。警察官はそれ、警察行政並びに治安行政の警察に携つておるのであります。地方におきましては、我々の今見るところにおきましては殆んど手一ぱいでありまして、かような人たちにこの破壊活動に関する団体の規制の調査などといふことをやらせることは実は不適当と我々考えておるのであります。幸い従来から特務局において相当訓練を経てやつておるものもあります。これを再教育してこの審査官とすることにおいてこの事務が円満に運用できるのじやないかと考えておる次第であります。今申し上げました千七百七人というのは新たに任用するのではなく、現在の特務局の人たちを再訓練してこれに当てる。さうして五百幾名といふものはこれは新たにそこへ持つて来ようといふような建前になつておりません。

○一松定吉君 不適当というお言葉があつたが、どういふところが不適当ですかというところは今法務総裁と議論は

したくないからそれはその程度にしておきます。それから特務局の連中をやらせてそれをこつちへ持つて来るといふなら、特務局といふものは要らんのなら、何もやめさした者をこつちへ持つて来てさういふ仕事を新たにこしらえてそこに使わなくてもそれはそれで失業救済の方法を新たに考えればいいのじやないかといふことを私は考えているのです。それはもう議論はいたしません。

そこでその次は、調査官のことはよして、今度は委員会のことについて一つ伺つてみたい。この委員会は結局第四條によりますと、委員長及び委員四名から合計五名です。この五名だけです。それだけの大きい仕事ができますか。この点については十分一つ私ども納得するように話して下さい、さういふことが一つ。

その次は、第五條に「委員長及び委員は、人格が高潔であつて、団体の規制に關し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は社会に關する學識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」と云つております。さういふ立派で人が得られますか、今の現在で……これは一つ法務総裁から……

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたしますが、先ず数の問題であります。が、かような破壊活動をやつておる団体については、私の考えといたしましてはさういふ数の数に上らないだらうと、さう考えております。従つて丁度今設けられております警察方面の国家公安委員という制度があります。それが丁度五人であります。あ

れぐらゐの数が適当じやないかと、さう考へて五人にしたわけがあります。而してその人たちがどういふ人を選ぶか、この規制といふことについては我々は細心の注意を拂わなくてはならぬ、さう考へておるもので、各方面からこれに適當な立派な人を選びたい。さういふ人があるかといふ御質問であります。私はさほどその点については心配は持つておりません。この審査に當つて決定される有資格者五人ぐらゐの人はこれは必ずやあるだらうと、さう考へております。その点については是非御協力をお願いいたしたいと、さう考へております。

○一松定吉君 それはもう待遇をよくして認定官ぐらゐの待遇にして、さうしてたくさん給料を與えるといふふうになればあると思ひますが、なかなかむずかしいと思ひますが、それはそれとして、そこで両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するといふことです。ね、両議院の同意を得る、今の現國會と内閣について一つ例を挙げました。自由党が絶対多数、さうして自由党の總理大臣である吉田さんがここに五名を選任して来た、さうして両議院がこれをやつた。自由党のほうでは我が党の總裁である總理から推薦して来たのだから反対はないが、他の者から考へると、どうもあゝいふ人間はいかんと思つても多数決でやられるといふことになつて来ると、結局それが公平を失するといふような選任の仕方になる。或いはこれらの人がいろ／＼な採決をするときに不公平な採決をするといふ虞れがこれはやはりあり得るのです。それはさういふような人間を吉田さんは選任しない、さういふよう

な人間は国会では受付けないといえは
それは理窟はその通りですが、実際は
その行かん場合があるのだね。それか
らいま一つこの第二項によつてみる、
任期が満了し、若しくは欠員を生じた
場合には、国会の閉会中であるときに
は、或いは衆議院の解散したときであ
るときには両院の同意を得ることなく
て勝手に内閣総理大臣が任命いたしま
す。勝手に任命する、国会の同意は要
らんのだ、勝手に任命する、それで仕
事をやらしていい。それでその人が今
度は国会の承認を得ることができな
かつたらそのときにやめさせる。その選
任してからやめさせる前にもう仕事は
してしまつたといふことが必ずしもこ
れはないとは言えないが、そういうこ
とがあつたときにはどうしてこれを防
ぎますか。何かそれを防ぐような裏付
があればそれを一つ承わりたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 先ず選任
の問題であります。それはどうも
民主的運営におきまして国会を尊重す
るというよりほかに道はないのであり
ます。その国会においてどういふ党派
が多数を持つてゐるかというところは、
これはとき／＼によつて変わるものであ
ります。これは両院において承諾を求
めるわけでありませう。両院の同意を得
ることになつておきますから、その点に
おいてはそれは十分なる人を選び得るも
のと確信して疑われないのであります。
今ときの総理大臣が勝手に人選をする
のじやないかというお話であります
が、これはかような民主国家におき
まして総理大臣が自分の勝手気儘な人
を選ぶといふようなことはこれは私は
むしろ想像はできないのであります。
ここにおいて国会といふものが働くも

のであり、且つ、たとへば少数党といえ
どもその場合においては十分なる意思
表示はできるものであります。まあ両院
の同意を要するわけでありませう。か
ら、決してその総理大臣が我が儘勝
手な人選をするものとは考えておりま
せん。現在の国家公安委員におきまし
ても極めて立派な人が選ばれてしまし
て、十分にその職務を果されてゐると
ころを見ますと、將來においてこの
国会の同意を得て公安審査委員も人格
識見のある人が必ず選出されるものと
私は考えてゐるのであります。

○一松定吉君 そうお答えしなければ
らんのだ、そうなければならんことは
わかつておられますが、往々にして今
私が心配するやうなことが今まで行わ
れておつたから、それを一つ十分に横
重におやうを願ひたい。

それからその次の四項に「三人以上
が同一の政党に属する者となることと
なつてはならない」というのですから
してこれは結構です。ところが今のよ
うな悪辣な総理大臣がまああつたとす
る、その悪辣な総理大臣が三人以上は
同一の政党に属してはいかんなら、本
当は五人だが、五人のうちあとの二人
は脱党する、脱党してしまへば政党员
でないのだからというやうなことをや
つて、これで抜け道をせんとも限らな
いのだが、これはどうもこういふ文句
でなくて、三人以上は同一の政党に属
してはいけないうのみならず、以前政党
に属しておつたものもいかにといふこ
とにしたらどうですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) そういう
やうな点も考慮されるだろうと思ひま
す。更に検討してみたいと思ひます。

○一松定吉君 そこでね、結局そうい
うことを私が言うのは、調査官や委員
会を設けずに、警察官や検事に持つて
行つて、裁判所に持つて行つたほうが
いいのじやないかといふことの結論に
行つたための道行を今お尋ねしたので
す。私はまあ裁判所に持つて行つたほ
うがいいと思ひますが、ここに一つ
時間もないか伺ひたいことは、この
前政府委員からお答えがありましたよ
うに、公安委員会が決定をしたこと
と、それに対して不服で裁判所に持つ
て行つたところの判決とが矛盾してお
つたときにはどうするかといふことに
ついて、閣政府委員は、それは以前の
やつはやつぱり残るのだ。裁判のほう
も残るのだ。こういうことをお答えに
なつたが、それは閣政府委員今のお答
え間違ひありませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) そのお尋ね
は保留になつておりました、恐らく明
日でも伊藤委員にお答えすることに
なつておるのであります。先だつても
私がちよつとその点に触れましたか
らお答え申し上げたいと思ひます。簡
単にお答え申し上げたいと思ひますが、恐
らくお尋ねの趣旨は、この規制処分
の前提になつておるいわゆる犯罪行為と
申しますか、破壊活動の刑事事件とし
ての成り行きとそれからそれに対する
今度の規制処分のほうの行政事件とし
ての成り行きとの関連でございませう。
それにつきましまして、この法律はかり
ではございませう。御承知の営業取締
り関係のいろ／＼な法律に出て来る問
題でございまして、例えば営業取消の
事由として、この法律に違反するやう
な所業が営業者にあつた場合には営業
を取消すといふことが書いてある。そ
うしてその違反については又罰則がそ
の法律の中に作られておるわけであり
ます。そういう場合に丁度同じ問題が
出て来るわけでありませう。これはこの
刑事事件そのものと規制処分そのもの
とはこれは性質が一応違つた、この見
なければならん。従ひましてその
相互の関連性はこれは一応別々に考え
なければならん。そういうふうに考え
ておられます。

○一松定吉君 成るほど機関は違つて
れども国家は一つだ。日本国の機
関……裁判所とそういう調査委員会
といふものは……だからして二つ異
なつた国家の意思があるといふことは
よくないから、これはこの法律を制定
するときに調和して以前の行政庁のほ
うのやつは例へば留保しておく、或い
は執行を停止しておくといふことにし
て、裁判の結果を見てそれによつて併
せて適當の措置を講ずるといふことの
ほうがいいと思ひますが如何です
か。

○政府委員(佐藤達夫君) なか／＼理
窟を掘下げて考えますと我々としては
割切れないところがございませう。ただ
立法の政策上の問題としては、何かう
まい解決方法がありませうれば、それは
大變結構だと思ひます。

○一松定吉君 そういうことについて
更に御研究になつて、そういうやうな
国家の意思が二つに分かれるといふよ
うなことば面白くないのですから、お
願ひをしておきます。そこで重要なこ
とは私は公安調査庁だとか審査委員
会とかいふことを設けずして、警察若
しくは検察庁、裁判所をしてやらせる
がいいと思ひますが、仮にこれを調
査庁の調査官若しくは審査委員会に任
せるとして、そうして本當に国民が安
んじてそれらのことを任せざるやうに
するのには、先刻局長からお答えにな
つたやうに、人物を得られぬ。それ
から自分のやつたことについて責任を
負うといふことがない。退職にもなら
ん、国家の賠償にもならんといふや
うなことであると、賜するところは国民
が迷惑するだけでありませう。そういう
ことのないやうにするためには、本當
に慎重審議して、丁重にも丁重なふう
にして権利を侵害しないやうな方法を
講ずるには、この刑法の百九十三條の
公務員の濫職に對しては、警察、検
察、裁判官に對する濫職よりも軽く罰
するやうなことになつておる。これを
もう少し重く罰して、本當にこういう
事務に従事する人は、我々はよほど注
意してやらなければ、こういうやうな
ひどい目に、制裁を受けるからといふ
やうな考えを持たせるやうにして仕事
を慎重にやらせ、人権蹂躪のないやう
にすることが私はいふと思ひますが、
そういう点についてこれは一つ法務總
裁から御返事をお願いいたします。

○国務大臣(木村篤太郎君) 御尤もで
あります。この法案の実施につきまし
て、非常に慎重を要すると我々も考え
ております。殊にいろ／＼の御議論を
聞いておきますと、曾つての治安維
持法において非常に苦難をなめた経験
がある。尤もこの法案と曾つての治安
維持法とは根本的にその本質を異にし
ておるのでありますけれども、併しそ
れらの点についての御心配から見ても、
今のやうな点につきましては我々は十
分に検討してみたい。こう考へており
ます。

○一松定吉君 私も時間が無いからこれでもやめますが、今いろいろお願いいたしましたこと、一つこれは成るほど皆さんの質問について考慮しなければならぬというところが十分あつたと思ふのです。そういう点は更に御検討を願います。この希望を附して私の質問を終ります。有難うございました。

○委員長(小野義夫君) 次は委員外発言として前之園君より意見の開陳がございますからこれを聴取することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議がないと認めます。さういいたします。

○委員外議員(前之園喜一郎君) 只今御審議になっております破壊活動防止法案は、今国会で審議しております法案中最も重大な、重要な法案であると思ふのであります。従つて衆議院の法務委員会においても、又当法務委員会におかれても非常に慎重に連日御審議になつておるわけでありまして、只今先議の一松先生が非常に時間をはしよつて質問を打ち切つて、私に質問の時間をお與え下さつて実に感謝に堪えないわけでありまして、私は一年ほど法務委員をやつた経験があるのであります、この委員会とは眞更あかの他人であるわけではないわけでありまして、実は御承知のように民主クラブは法務委員を出しております。そういうこととで民主クラブの総意として、前に私は法務委員をやつたこともあるから、お前が出て行つて委員外発言を許してもらつたらどうだ、こういうことでクラブの総意として私がこゝへ参つたやうなわけでありまして、併しながらこれから私が申し上げますことは、これは

クラブには詰つておりません。私個人の意見であります。併しながらクラブの大勢を支配する意見であるように私は考へておるのではありません。意見の開陳と申しましたが、実は相当時間質問を許すというお許しを昨日頂きましたわけでありまして、けれども昨日申上げましたように、すでにこの権威ある法務委員会において、而も一松大先輩、伊藤先生、岡部先生その他極めて有力なる専門家のかたが、が縦横に論議を盡されたあとで、私は法案によつて多少の研究をした或いは又會議録等を読んで幾分の知識を持つておりますが、すでに本委員会におかれても大詰に近づいておる今日、私が時間をさいて頂いて質問をいたしますことは、むしろ蛇足に終ることになるのではないかと、さういふやうな考へから二、三の意見を開陳いたしまして、それら若し時間等の都合がありまするならば、これに對して法務總裁から御答弁と申しまするか、御意見を承へることができれば非常に仕合せと思ふ次第でございます。私がお尋ね申上げることとは三項目か四項目の極く絶体的な点だけでございまして、法案の具体的な問題については触れないつもりであります。これはすでに審議を盡されておる。會議録等或いは新聞等を見ますと誠に名人芸であるという気がしますが、非常に徹底した質疑応答を重ねられておるのではありません。質問でなく意見の開陳、但しこれに對して御意見があれば法務總裁の御意見をお聞かせを願いたい、さういふわけであり

先ず第一に、私はこの法案の立法体系について納得したいものがあるのではありません。政府はこれまで両院の法務委員会においてこの法律案の中には暴力主義的破壊活動を行つた団体には對する必要な規制措置という行政的條文と若干の現行刑罰法規の補整との二つが含まれておるのだという説明を繰返してなされておるのではありませんが、これに對しては衆議院法務委員会におきましても又当委員会においても有力なる質問が展開されておるのではありません。特に私は感じましたことは、衆議院の法務委員会において石川委員の反対意見に對して、私は傾聴に値する点が非常に多かつたということを感じたのであります。申すまでもなく法律は簡明でなければいけない。簡明にしてわかりやすく、努めて複雑混淆を避けることを念願しなければならぬと思ふと共に、又私は先ほど一松先生からも多少触れられました、いわゆる三權分立の大原則を確守して行かなければならないというのを強く考へておるものであります。この法案がその解釈の点においても又運用の上においても幾多の不可解と疑問を投げかけておるといふことは、一つの屋根の下に行政と司法とを同居せしめておる。規制措置という行政行為と刑罰法規とが相倚り相助け合つて行くがごとき極めて複雑なる形態に見えるというところが一つの大きな原因ではなからうかと考へておる次第であります。政府は本法案に盛られたる刑罰を、若干の現行刑罰法規の補整に過ぎないといふことを言つておられる。極めて輕々に取扱つておられるように考へるのであります。これはしばしば阿法務委員

会において論議せられておりますように、實質的には現行刑法の改正であり、殊に教唆煽動といふものを獨立犯とするという画期的な立法措置であるといふことを私は考へるのであります。單に補整といふやうな、最小限度の補整といふやうなものではなからうといふことを私は強く考へておるのであります。

次に私は憲法に明確であるところの行政と司法とは、飽くまでもこれを獨立せしめるといふ根本原則を堅持するといふ建前から申しまして、法律を簡易平明ならしむる上から言つても、これを分けて、共に必要であるならば二つの法律として立案せらるべきであつたといふことを強く主張するものであります。單なる便宜主義によつてかかる雜居法案を作成すべきではなからうかと考へるのであります。政府はたとえ反對の意見をあつても、正しき議論に對しては襟を正してこれを聞き、これに従ふの雅量を持つべきではなからうかと私は考へるのであります。私はこの法案の審議が、すでに先ほど申しますように、当委員会においても大詰に近づいておるといふことに鑑みまして、これを直ちにこの国会において適當に是正せられることは望むものではございませんが、政府は十分に研究されて適當の機会に法の体系その他について考慮せられるように私は切に要望いたしておきたいと考へるものであります。

なお附加して申上げておきますが、この法案にはなくともがなと思われろものが大分附加せられておるやうに考へられるのであります。さういふ條文はなくていいのじやないかと思われろやうなものが大分あるやうであります。例へば第二條であるとか或いは第二十四條の第二項のやうなものがそれでありまして、政府は第二條は注意規定であると言つておるやうであります。が、私どもはかくのごとき條文は全く無用である考へております。これは例えて申しますと、口紅は唇に塗るものである、鼻の頭を染めてはいけませんよといふやうなものである。(笑聲) さういふことを法文の中に、さういふやうな意味にとられることを法文の中に入れる必要は全然ないと私は考へるのであります。衆議院法務委員会の會議録を見ますと、猪俣という委員であると思ひますが、さういふことを言つておる。この只今審議いたしております破壊活動防止法案なるものは、実に不体裁である、乱雜極まるものでありますと言つて、發言の冒頭にさういふやうに表現しておるのであります。或いはこれは少し苛酷であるかも知れませんが、まさしく私は政府にとつては頂門の一針に値するものではなからうかと考へるのであります。私はむしろ第二條などを入れるよりも、先ほど先議の一松先生からも幾々御開陳がございましたが、むしろさういふやうな非常にむづかしい、ともすれば誤りやすいやうな法律の執行に當るもの或いは地方警察官、檢察事務官、さういふやうなものを戒める意味において、若し人權保障とか、或いは法律の執行に行き過ぎがあつた場合には、適當に懲戒をする、或いは刑罰を科するといふやうな條文を入れることがむしろいいのではないかと、さう考へるべきではないかといふやうに考へておるのであります。

第二に私が申し上げておきたいことは、この法案を御提出になつた政府が、今日の程度の時局認識をお持ちであるかということであり、政府はしばしばこの説明において、現下時局の緊迫が本案、立案のスタートになつたと言われている。又教唆、扇動を独立犯とすることにおいて公共の安全を確保することができ、扇動或いは教唆というものを独立犯とすれば、公共の安全を確保することができると、実に安易な説明をしておられるように思ふのであります。又この名称を見てみますと、この法案を破壊活動防止法案と言つて、そうして説明等を総合して見ましても、政府はこの一片の法律制定によつて直ちに破壊活動を防止できるかのごとき認識の上にお立ちのうに見受けられるのであります。果して政府が考へておられるような効果がこの法律によつて期待できるか、私は大なる疑問を持つものであります。大要失礼と存じます。が、政府の時局認識というものは非常に甘い、甘過ぎてお話にならないような気持ちで私はいたすのであります。破壊活動は単なる騒擾ではない、殺人でもない、放火でもないものであります。そのいいか悪いかということ、これは別といたしますが、燃え上るところの民族意識を基礎とすると、この革命の手段であるのであります。革命の一つの手段である。単なる犯罪ではないのであります。それであり、その中心分子、或いは扇動するものであるとか、中心になるものは全然法を無視してかかる。法律があろうがなかろうが、そういうことは殆んど念頭におかないでかかるという現状

であります。ときには生命の危険さえも顧みないというような場合が往々にして起り得るのであると私は考へるのではありません。実例を申し上げるまでもございませんが、かの五月一日の騒擾事件にいたしましても、彼らは現行刑法の中に騒擾罪というものはあることをちゃんと知つてゐる。知りながらこういうことをやつてゐる。法律を無視して、そうして自分の信念と申しますか、やつておるのであります。知つていてこれを無視する、これを無視して敢行するところに私は革命手段たる破壊活動があるのだと、こういうふうな考へておるわけであり、而も今日の時局というものは、国際的にも、国内的にも時々刻々に緊迫の度を加へつてある。例えば朝鮮の問題のごとき、申上げるまでもなく、御承知の通り休戦会議もできない。もう一年近くなるができないのであります。その間に共産軍のほうに兵力を増し、備えを固めておる。こちらとしては非常に厄介である、向うとしては有利な立場をとつておる。而も背後におけるところの朝鮮においては、李承晩と議会の間が鮮においては、非常に憂慮すべき問題が一つ誤れば非常に憂慮すべき問題が突発しかけておる。南朝鮮の問題のごときは、或いは見ようによつては、これが暴動化することになるのではないかと、いつて、国民一般が非常に憂慮しておるという実情であるのであります。私は昨日或る政治評論家といふ話したのであります。この人なども非常に心配してゐる。朝鮮の問題、南朝鮮が崩れて行く、そうして三十八度線を維持することができない。朝鮮が共産軍に統一されるといふことになると、これは日本と共産軍は直面しなければなら

ない。実に由々しき状態に置かれていゝと言つてゐる。又この人の話によると、来たるべきアメリカの大統領選挙に立候補するといふ某氏、名前は特に申しませんが、こういう人は朝鮮から兵を引揚げるといふことを主張してゐる。選挙の結果誰が大統領になるかわかりませんが、大統領の、その人によつては或いは日本に対するところのアメリカの政策、アジアに対するところの政策というものが變つて来るかも知れない。私は今日こういうような実情に置かれてゐるということを考へるに置かれておるようによつておるのではありません。私は遺憾ながらこういうような時局において、この法律に多くを期待することはできない。政府の考へられるような、この法律が無事に通過して、そうして扇動とか、或いは教唆とかいふものが独立犯になれば、すぐ安全の確保ができる、公共の安全の確保ができるというやうな甘い考へ方はできないのではないかと、こういうふうにお思つておられます。極端に言へば、せいぜいこの法律はないよりもいゝ。なきにまざるものであるが、大きな効果を私たちは期待することはできない。極端に申しますと、或いはこれはお耳ざわりになるかも知れないが、この法律は犯人を製造する法律のやうなものになつて参るのではないかと。或いはこの法律があれば捕まへるに非常でないか。そういうやうな結果になるのではないかと。私はこの上その点について申しますが、一つ法務総裁の忌憚なき御意見、そうして今日のこの重大なる時局に對してこれだけの法律、

非常に甘い考へ方をしておられるように見受けられるのであるが、所期の目的をお達しにすることができようかどうかということ、意見を開陳いたしまして、若しできるならばお教を願ひたいと、かように考へるのであります。それから第三番目は、私は法案は独立日本に向ふべき進路と逆なコースをとつておると、こういうふうによつておるのではありません。日本の軍国主義、帝国主義、こういうやうなものは敗戦によつて影をひそめた。その代りに新らしく生まれたいものが米軍の育成によつての民主主義であり、日本は民主主義国家としてこれから生成発展しなければならぬのであります。この法案は只今申上げますやうな時局に即応し、誠に止むを得ないものではあります。併しながらかく民主主義と逆行する強権の発動を内容とする法案であるとは考へるのであります。かくのごとき法案が手を変え品を変えて次々に提案されるということになり、ますます恐ろしいものになり、やうき問題を招来する虞れがあるのではないかと私は考へる。強権発動によつてこの政治が如何なる結果をもたらすかといふことは御承知のごとく、古今東西幾多の実例が残つておるところであります。この点については、私は特に一つの項目を設けて政府に十分な考慮を促し、そうして本日に日本が民主主義の軌道に乗つて国民全体が民主主義の国民となつて、こういうやうな強権発動の或いは要件となるやうな法律の制定をできるだけ早く。現在あるものはこれを潰して行くという方向に政治を向けて頂く、こうでなければならぬと考へるのであります。

が、この点についても御意見を承わりたいのであります。第四に、この法案は問題点が非常に多いので、先ほどいふ／＼と私はこの席で一松先生の御意見等も聞いておりますが、非常に多い。私はこの法案に對する説明書も参考書も余り持つておりませんが、又公聴会等も聞いておりませんが、この法案をずつと読んで行くと殆んど逐條的に問題がある。非常に逐條的に問題があるやうであります。最初に私が申上げましたやうな法律というものが簡易な法律であつて、国民によくわかるやうな法律でなければならぬとするならば、この法律は実に私は法律技術として優れたものではないといふことを申上げなければならぬと思ふのであります。特にその運用についてはいろいろな点が危懼されておるのであります。一々私はここには申上げません。すでに論議を盡しておられるのであります。一々申上げませんが、最も大なる点一つだけを私は申上げた。これは又論議の中心であり又重点であつたやうに考へるので、それは教唆、扇動といふものを独立犯としたことである。これを独立犯としていいか悪いかということ、これは非常に論議されておるのであります。この点が論議の中心であり、又国民が非常に心配をいたしておられるところであり、ややもすれば踏み外しく人権蹂躪になるのではないかと。或いは昔の特高の復活のやうな形になるのではないかと。この心配をされておるのであります。この教唆、扇動の解釈については、両院法務委員会において長い間それ／＼法律の大家において論議せられておる

ては私は決定的な結論を出しておるのかどうかという事を知らないのではありません。ただ理論的にはこれは説明付けることはできません。判例もある、その他いろいろありますから理論づけることはできるのではありません。併し実際の事例を掲げて検討する段になりましますとなか／＼むずかしい。私もどはなか／＼この解釈に困るのではない、いろいろな千差万別の異なる事例を取上げて、これはどうだ、あれはどうだ、煎じつめて考えたら非常にむずかしい、解釈は非常に困難な法案である、私は考えるのであります。世論、うごうとして扇動の独立犯に反対をいたして、これが法律本来の生命であるところの簡易平明、或いは誰にでもわかるようなものでなく、むしろ玄人さへわかりにくい法律であるという事、私は是非難の中心ではないか。玄人さへ、大家でさえ、どうもいろいろ疑問があるようであります。會議録などを見ても、実に中には少しどうかと思ふような質問もあるほどにこれは参つておる、解釈に苦しんでおる。こういうような不安、これを巡査であるとか、或いは檢察事務官であるとか、その他非常に法律知識の低い、又常識の点においても遙かにこの委員などより劣るという人々が運用するのですから、これは心配せざるを得ないのです。私はこの点を國民が非常に心配をしている。法務總裁の責任はこの点において非常に重大だと思ふ。過ちなく運用せしむるだけの御自信を法務總裁はお持ちであるのか。法務總裁は私どもの先輩であり、非常に尊敬をいたしておるおかれであります。法務總裁は確信があら

ると思ふのであります。多数のこれらの運用に従事する者が過ちなくこの法律をこなせるかどうかということについては、私は非常に心配をしております。衆議院の法務委員会において鍛冶君でありましたか、何か扇動というものを規則でも作つて、扇動というものはこれ／＼だ、或いはこういうものがはまるのだというやうなことを作つたらどうかというやうな御議論までも出しておるようであります。私はこの法案についてはこの点だけを申し上げますが、この法案が本委員会を通過するかしないか、或いは又参議院の本會議でどうなるかわかりませんが、どうかこの法案が仮に通過したとするならば、慎重の上にも慎重を期せられて、そうして今日國民の多数が心配をしておりますことが、本當に取越しが苦勞であつたという安心感を持つことができないやうに、最善の努力をお願い申上げたい。この点について總裁から御意見を承りたいのであります。その他法律的に考えるという／＼あります。私は細かいことは申しませんが、すでで論議は盡されて終結に近付いておるのでございまして、委員外の私がおとやかく申上げるとは遠慮すべきであると思ふ。

最後にはこれは当委員会の審議の御参考にもなるかと思ひますが、私はこの法案に対する民主クラブの大勢の考え方、取扱ひ方というものについて一言述べておきたいと思ひます。この法案は先ほど来私研究の結果のいろいろな難点或いは盲点を考えまして繰々申上げましたのであります。できればこういう法律はない方がいい、民主主義の國家にこういう法律を作らなければならぬという事は実に國民として嘆かわしいことである、非常に法律としてもまづい法律である。併しなから私の意見の中にありましたやうに、國際情勢においても国内的な關係においても、非常に重大な段階に近付きつつあるやうな気がするのであります。いろいろ難点もあつたが、できればこの法案の本質を害さない程度の多少の修正を加えてもこの法案を成立せしめることがいいのではないかと、こういうふうな民主クラブにおきましては、私も又クラブ員の大勢も考へておる次第であります。いづれも委員会において修正意見等もありましよう、或いは修正案等もできましようが、そういうときは一応一つ私どものほうにも御連絡を賜りたい。私のほうでも折角いろいろと研究してこれをこのまま無礙に通すか、或いは多少修正を加えるかという事の検討をいたしておるわけでありまして、法務委員が出ておられませんので、非常にこの委員会の空気がわかりませんが、然るべく御連絡を賜りたいと考へる次第であります。

大變どうも取り止めのないことを申上げましたが、できまするならば、法務總裁から、ごく簡単に要點に触れて御意見を拜聴して頂きたい。長々とどうも有難うございました。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今様々御意見を承りまして感謝に堪へません。そこで疑問の点について簡単に回答したいと思ひます。

第一に、この法案は立法体系においてまづいじやないか。それは一つの法律の上において行政措置と刑罰法規を併置しておるということでありまして、これは御承知の通り、この法案は私は一種の暫定的なものとして考へております。先刻もお話があつたやうに、我々としては、かような法案のなきことを希望いたします。我々は好んでかような法案は作りたくありません。併し現下の情勢を考へてみましますときに、我々は民主的運営において是非とも必要であらうと考へております。私は繰返して申しております。どこまでも我々としては民主社会を作りた、民主國家において何が一番阻害されるかという点、私は暴力であると思ひます。暴力の否定はどこまでもいたします。暴力のある所、民主政治というものは私は崩れると考へて、確信を持つておるのであります。そこで民主政治を維持するためには、この法案に規定いたしましたやうな破壊的活動は是非とも封じなくてはならない。い

わんや強力な組織を以て日本の國家秩序を破壊せんとするものにおきましては、是非とも何らかの措置を講じなくてはならぬ。これは民主政治を維持する建前から言つて必要なことであらうと考へております。従ひまして我々はこの法案を作成するに至つたゆゑであります。而してこの行政措置と刑罰法規を加えたという点、併置したという事は、今申しますやうに、この法案は一つの暫定的法律であるということをお承知を願ひたい。御承知の通り、刑罰法規といひ、刑法といふものは國家の恒久法であります。この恒久法はこれは軽々にこれを改正することは好ましくないものであります。そこでこの行政措置と一時的刑罰法制をここに加えて一つの法案を作成したゆゑ

第二には、この法案第二條はなくてもよい規定じやないか、御尤もであります。私も同様で考へておる一人であります。併しながらこの法案が如何なる目的で作成されたか、いやくも正常なる団体活動について阻害を来たすやうな行為に出るは相成らん。この法案の実施されるべき目的は何にあるか、十分注意してこの法案の運用に當れという一つの充足規定であるのであります。ほかに他意はないのであります。

その次に、こういう法案というものは獨立日本の向うところに逆行するのではないか、いわゆる民主主義に逆行しやしないかという事でありまして、今申上げましたやうに我々もいたしましては民主主義を維持せんがために止むを得ざるに出でたる法案であるという事を申上げておきます。

次に教唆、扇動の点であります。が、これは私はこの法案の骨子になるものであらうと思ひます。若しこの教唆、扇動がこの法案から除かれれば、この法案は作らなくてもよろしいと思ひます。今日大規模な組織で破壊活動を行はれることにおいては最もこの扇動といふことが大きな役割を果すのであります。この扇動の結果如何なる事態が生ずるか、殊に大なる組織を以てする場合において、この扇動の役割といふことは極めて大きいのであります。この扇動はこの法案の中で私はその骨子をなすものであると考へております。そうして今前之園さんの御疑

間になります。この運用の虞れはないかという点であります。これは申すまでもなくこの扇動については極めてその対象を絞つておる、漠然としておるのではないのであります。国家の基本規律を破壊するような内乱、内乱の補助、教唆、その他刑法において最も凶悪なる犯罪として挙げられておる殺人、その他放火以下の犯罪を掲げておる。それに対しての扇動であります。この扇動ということは今申ししますようにこの法案の骨子をなすものと私は考へております。この扇動こそは日本の秩序を破壊する上において大なる役割をなすものと信じて疑いません。是非ともこの法案において私はこの扇動というものを維持したい、こう考へておる次第であります。

最後にこの法案の運用についての点であります。これは御尤もであります。我々はどこまでも日本憲法に定められました基本的人権は維持せられなくちやなりません。当局としてはこれを維持する責任を持つておるのであります。その点におきましては、我々はこの法案を作成するにつけても、いささかも基本的人権を侵してはいけないう建前から、あらゆる観点で絞つてこれをやつておるのであります。殊に私は審査官につきましても強制調査権を持たせないという理由もそこにあります。又この公安審査委員を作つたのもそこにあるのであります。ただ單に行政官の独断で以てかようなことを判定させてはいけないう建前を維持するのだ。この委員会に民主的の委員会において最後の行政措置の決定をするのだ。この委員会において人格識見高潔な、これを決定するにふさわしい人を国会において

同意を得て総理大臣が選ぶということの建前をとりまします以上、これはその運用よろしきを得れば、この法案の建前は十分維持できるものだ、こう確信しておるのであります。くれぐれも申したいのであります。我々はかような法案が一日も早くこの世から去らんことを希望いたしております。現下の情勢から顧みまして、どうしても日本の民主政治を維持する建前において必要欠くべからざる、止むを得ざるに出でたるものであるということをおし上げて御答弁に代えたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) それでは須藤君の御発言ですが、成るべく例えは現在のいろ／＼の事実ですね、例えは先ほど御引例のあひうのやとを時間非常に経ちますから、成るべく一つ法律の要点及びその他の御意見を御質問願ひたいと思ひます。

○委員外議員(須藤五郎君) 法務総裁にお尋ねするのであります。小さい点、先ほど大分済ましたので最後に小さい問題の一点を質疑しますが、法務総裁は飽くまでこの法案は、伊藤さんの質問だつたかにあります。どこかよその国からの指示を受けてやつたものではないかという御質問に対して、絶対的でないことではない、おれも男だからそんなことはないと言つて大見得を切られたというのですが、それはこの法案の原案の最後の附則のところに、「この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。」という一文がありました。修正案では、直つていふやうであります。この言葉は何のためにこういう言葉が使われたか。

○國務大臣(木村篤太郎君) これは平和條約の効力の日からこの法案の実施を見ること一番適當なりと、こう考へたからであります。

○委員外議員(須藤五郎君) そうしますと、この法案は前にあつた団体等規正令の變身として作られた。あれが講和発効によつてなくなるから、それで困るからそれに代るべきものとしてこれを作られた。即ち講和條約と密接な關係があるというふうに考へられると思うのですが、その点……

○國務大臣(木村篤太郎君) 條約とは密接な關係はございせん。勿論団体等規正令は講和條約発効後においてこれは消え去るものと考へております。併しながらこの法案作成に當りましては十分に現下の情勢を検討した上において、必要止むを得ざるものとして作成したのであります。およそ団体等規正令とはその建て方を異にしておるのであります。

○委員外議員(須藤五郎君) 聞くところによりますと、講和発効に關してそれに関係ある法案はすべて平和條約発効と同時に効力を発生するというやうな一文がすべての法案にくつていて、その一つとしてこれもさういふやうになつたのだということをお尋ねしておりますが、それならば明らかに講和條約と關係のある法案だということが言えるのです。それでなかつたならばこゝういふ文章をうしろへ附則としてつける必要がないと思ひますが、何のためにこゝういふことをつけたか。こゝういふ文章が最初ついていたところを見ますと、我々皆それは條約と關係がある、關係の下にこゝういふ法案が作られたというふうに解釈せざるを得ないの

ですが、その点はどういうふうに御説明願へますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 我々は日本が講和発効後と同時に獨立國家を形成するものであるから、独自の建前でこの法案を作成し、而して講和條約発効と同時にこの実施を見ること一番適當なりと考へたからであります。

○委員外議員(須藤五郎君) 總裁の説明では皆納得できないと思ひます。こゝういふ文章が一つあつたということ、この法案に非常な暗い蔭を投じている点だと思ひます。余り追及しては時間がないので追及しません。が、なお總裁が、私も一個の日本男兒だ、どこからも指図を受けたことはない。併し、大橋君のときは知らないが、こゝういふ言葉があつたように思ひます。總裁は大橋さんのときは知らないが、こゝういふ言葉があつたように思ひます。大橋さんの當時から御一緒だつたと思ひますが、大橋さんのときでも外圍からの指示は受けなかつたということですか。總裁の言葉では、大橋さんのときはあつたのじやないかというやうな疑問が起ると思ひますが、その点伺つておきたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 大橋君に事情を聞いたことは少しもございせん。併しながら私は断じてこの國の指示も受けておりません。私はこれは男として誓つて申し上げます。

○委員外議員(須藤五郎君) それではお尋ねしますが、この法案の中にある破壊活動というのはいかういふことを意味しているのか、納得の行くやうに説明して頂きたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 破壊活動の定義は第三條によつて極めて明瞭に

規定されておるのであります。要するに日本の國家の基本秩序を根本から破壊するやうな行為その他第二項において列挙いたしました刑法所定の兇惡なる犯罪行為、かような行為を起さんとする行動であります。

○委員外議員(須藤五郎君) そうしますと朝憲素乱というのを指していらつしやるというふうに理解してよろしいと思ひますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 朝憲素乱とは違ひます。内乱であります。

○委員外議員(須藤五郎君) それではお尋ねしますが、民主主義といふのはこゝういふことでしょうか。私たち又新憲法は主權在民といふふうにはつきり明示されておると思ひますが、一度念のために總裁の御意見を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 民主政治は要するに私は極めて言へば議會政治であります。國民がみづからの力によつてみづから政治をして行く、要するに國民のおの／＼の任意に選んだ代表者を以て議會を組織し、その議會においてすべてのことが論議され、(委員長退席、理事伊藤修君委員長席に着く)それを行政として発動されるのが民主政治であらうと考へております。

○委員外議員(須藤五郎君) 新憲法には主權在民といふことがはつきり明示されておりますが、それは總裁も確認なさるでしようね。

○國務大臣(木村篤太郎君) 尤もであります。

○委員外議員(須藤五郎君) それではお尋ねしますが、この新憲法下において民主主義の世の中におきましては、

あらゆる政党及び労働組合などの団体は自由に活動ができるものであらうと私は理解するわけなんです。ところが前に全労連の幹部をなんだか訳のわからん理由で追放しておりますが、政府がこういうことをするということは、結局団体の自由そのものを侵してることではないかと思うのです。又曾つて社会党の松本治一郎氏や、それから我々の仲間の細川嘉六君などを追放しておりますが、こういうことはこの民主政治又新憲法の主権在民の下ではなさるべからざることだと思ふのです。が、こういうことはよくこれまでたくさんされておると思ふのです。民主主義の下におきましては人民が政治の形態を決定する権利を持つておると思ふのです。これは主権在民でありまして、政府のやり方がこの人民の意思に反した政権を維持しようとして政権にかじりついておるような場合、人民がこれを排除しようというのは当然ではないかと思ふのです。先日の公聴会におきましては大内兵衛教授も歴史的に見まして好ましいことは思わなければいけません。その場合暴力の伴うことはあり得ることだ、歴史的に認めざるを得ないということも申されておりましたが、總裁の御意見はどういう御意見でしょうか。

○委員外議員(須藤五郎君) 政府は自分の政権を維持するために人民の意思に反して、人民がどうありたいと思ふことをそうさせまいと思つておる。先ず政府こそ、これは私たちから見ればこの法案は暴力だと思ふのですが、こういう法案を作つて人民を弾圧してかか。それに對して人民の立場から新しい政権を作るために一つの行動として行動が起き上つてくる。これは今に始まつたことではない。人類の進化の上において、進歩の上において、すべての歴史の上にたくさんある事実がある。又こういう経路を経て歴史というものは進展して行くわけなんです。私は好む好まぬで歴史を否定することはできない。地球を逆転させることができない。同じように、この歴史を否定することとはできないと思ふのです。何も暴力を好む好まぬの問題ではないのです。私たちはこの歴史を認めるということなんです。大内さんその点を強く言つていらつしやると思ふのですが、あなたはこの歴史の事実を認めないとおつしやるのですか。

○委員外議員(須藤五郎君) あなたはこれまでそういう歴史の事実を認めて、そしてそういう過程を経て今日の民主政治ができたということまで認められる。併しこの民主政治があなたたちに都合のいい、いわゆる一方的な解釈に基く民主政治は、私たちの考える民主政治とはちよつと違ふように思ふのですが、その新しい次の段階に來る民主政治というものを否定して行かなくてはならない。ところがあなたが否定しても歴史は、地球は常に回転して行くのです。東から西に向つてですか、回転して行くわけですね。この回転をあなたがとめることができないと同じように、この人類の進歩をとめることはできないのです。それを認めな

とすることは非常に残念だと思ふのです。あなたの理解が余りなさ過ぎるから私はくどく申さなければならぬが、これまで人間の歴史の上にいろいろなそういうフランス革命もあつた。日本ではいまだ明治維新だつてあつた。樺田御門で井伊掃部が殺されたあれだつて日本の一つの進展の出来事ですよ。そういうことを認めながら今後進展して行く上において、そういう事実の起つて來ることをあなたが否定して行かなくてはならない。これは地球が回転して行く上には必ずそういう附随したものが出て來るのです。暴力を好む好まぬの問題じゃないのです。私も暴力は嫌いな人間なんですけれども、これは事実として認めなくてはならない。その事実を認める上に立つて、あなたが法案を作つて行かなくてはならない。そういうことなんです。それをあなたが否定して、地球をもう今日とめる。これでおしまいだ。これで日本の政治形態はこれ以上進展しないんだ、だからそれを破ることはけしからぬ。それでは人間は死んでしまふ以外に道はないのです。その歴史をあなたが認めないといふから僕は口をすつぱくしなけりやうらん。それはちよつとおかしいじやないですか。そうでしょう。その証に世

それからあなたたち、私も尊敬する人物ですが、恐らく總裁も尊敬する人物だと思ふアメリカのリンカーンもこういうことを言つておる。若し國民がその政府にあきた場合は、彼らはその政府を改造する権利又はこれを廃止する、或いは打倒する革命的権利を行使することが出来る。これははつきりリンカーンが言つておられます。又最近アメリカの初期の対日政策の中にもこういうことが言われております。まあこの文章が正しいかどうかはわかりませんが、封建的組織を破壊し、民主主義を確立するために力を使つて行かなくてはならない、こういうことをはつきり言つておるわけでありまして。こういうことがはつきり言われておるのに、こういう法案が出て來るという点ですね。そこに問題があると思ふのです。即ちこれまで私が申しましたように、政府は民主主義、いわゆるあなたのおつしやる民主主義に名を借つて、あなたたちの計画しているいろいろなこと、戦争もその一つだと思ふのですが、その政策を遂行するために、人民の反響を抑えるために絶対必要だからというので、こう法案を立法した。そういうふうに私たちは理解するのですが、如何でございますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 我々はどこまでも平和国家を愛するのであります。昔のような暴力を以て政治の取合ひを、政府の取合ひをしよつというふうな、ああいうことは我々は絶対に否定する。政権は國民の総意によつて、いわゆる議會を通じてやるべきものであらうと確信して疑わないのであります。この建前をどこまでも維持して行

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はさうな議論には絶対反対であります。一つの政府が國民の支持を失はば、それは議會においてその政府を倒すべきであります。いわゆる國民の世論に従つてその世論の向うところによつて議會がこれを論議し、そして議會においてその政府を弾劾して、そしてその

政府を倒して、みづから國民の支持を受けた政府がこれに代るといふことが好ましいことでありまして、暴力を以てその政府を倒すといふことは、これはまさに議會政治の否認と私は考へております。

○委員外議員(須藤五郎君) あなたはこれまでそういう歴史の事実を認めて、そしてそういう過程を経て今日の民主政治ができたということまで認められる。併しこの民主政治があなたたちに都合のいい、いわゆる一方的な解釈に基く民主政治は、私たちの考える民主政治とはちよつと違ふように思ふのですが、その新しい次の段階に來る民主政治というものを否定して行かなくてはならない。ところがあなたが否定しても歴史は、地球は常に回転して行くのです。東から西に向つてですか、回転して行くわけですね。この回転をあなたがとめることができないと同じように、この人類の進歩をとめることはできないのです。それを認めな

とすることは非常に残念だと思ふのです。あなたの理解が余りなさ過ぎるから私はくどく申さなければならぬが、これまで人間の歴史の上にいろいろなそういうフランス革命もあつた。日本ではいまだ明治維新だつてあつた。樺田御門で井伊掃部が殺されたあれだつて日本の一つの進展の出来事ですよ。そういうことを認めながら今後進展して行く上において、そういう事実の起つて來ることをあなたが否定して行かなくてはならない。これは地球が回転して行く上には必ずそういう附随したものが出て來るのです。暴力を好む好まぬの問題じゃないのです。私も暴力は嫌いな人間なんですけれども、これは事実として認めなくてはならない。その事実を認める上に立つて、あなたが法案を作つて行かなくてはならない。そういうことなんです。それをあなたが否定して、地球をもう今日とめる。これでおしまいだ。これで日本の政治形態はこれ以上進展しないんだ、だからそれを破ることはけしからぬ。それでは人間は死んでしまふ以外に道はないのです。その歴史をあなたが認めないといふから僕は口をすつぱくしなけりやうらん。それはちよつとおかしいじやないですか。そうでしょう。その証に世

それからあなたたち、私も尊敬する人物ですが、恐らく總裁も尊敬する人物だと思ふアメリカのリンカーンもこういうことを言つておる。若し國民がその政府にあきた場合は、彼らはその政府を改造する権利又はこれを廃止する、或いは打倒する革命的権利を行使することが出来る。これははつきりリンカーンが言つておられます。又最近アメリカの初期の対日政策の中にもこういうことが言われております。まあこの文章が正しいかどうかはわかりませんが、封建的組織を破壊し、民主主義を確立するために力を使つて行かなくてはならない、こういうことをはつきり言つておるわけでありまして。こういうことがはつきり言われておるのに、こういう法案が出て來るという点ですね。そこに問題があると思ふのです。即ちこれまで私が申しましたように、政府は民主主義、いわゆるあなたのおつしやる民主主義に名を借つて、あなたたちの計画しているいろいろなこと、戦争もその一つだと思ふのですが、その政策を遂行するために、人民の反響を抑えるために絶対必要だからというので、こう法案を立法した。そういうふうに私たちは理解するのですが、如何でございますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 我々はどこまでも平和国家を愛するのであります。昔のような暴力を以て政治の取合ひを、政府の取合ひをしよつというふうな、ああいうことは我々は絶対に否定する。政権は國民の総意によつて、いわゆる議會を通じてやるべきものであらうと確信して疑わないのであります。この建前をどこまでも維持して行

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はさうな議論には絶対反対であります。一つの政府が國民の支持を失はば、それは議會においてその政府を倒すべきであります。いわゆる國民の世論に従つてその世論の向うところによつて議會がこれを論議し、そして議會においてその政府を弾劾して、そしてその

政府を倒して、みづから國民の支持を受けた政府がこれに代るといふことが好ましいことでありまして、暴力を以てその政府を倒すといふことは、これはまさに議會政治の否認と私は考へております。

○委員外議員(須藤五郎君) あなたはこれまでそういう歴史の事実を認めて、そしてそういう過程を経て今日の民主政治ができたということまで認められる。併しこの民主政治があなたたちに都合のいい、いわゆる一方的な解釈に基く民主政治は、私たちの考える民主政治とはちよつと違ふように思ふのですが、その新しい次の段階に來る民主政治というものを否定して行かなくてはならない。ところがあなたが否定しても歴史は、地球は常に回転して行くのです。東から西に向つてですか、回転して行くわけですね。この回転をあなたがとめることができないと同じように、この人類の進歩をとめることはできないのです。それを認めな

とすることは非常に残念だと思ふのです。あなたの理解が余りなさ過ぎるから私はくどく申さなければならぬが、これまで人間の歴史の上にいろいろなそういうフランス革命もあつた。日本ではいまだ明治維新だつてあつた。樺田御門で井伊掃部が殺されたあれだつて日本の一つの進展の出来事ですよ。そういうことを認めながら今後進展して行く上において、そういう事実の起つて來ることをあなたが否定して行かなくてはならない。これは地球が回転して行く上には必ずそういう附随したものが出て來るのです。暴力を好む好まぬの問題じゃないのです。私も暴力は嫌いな人間なんですけれども、これは事実として認めなくてはならない。その事実を認める上に立つて、あなたが法案を作つて行かなくてはならない。そういうことなんです。それをあなたが否定して、地球をもう今日とめる。これでおしまいだ。これで日本の政治形態はこれ以上進展しないんだ、だからそれを破ることはけしからぬ。それでは人間は死んでしまふ以外に道はないのです。その歴史をあなたが認めないといふから僕は口をすつぱくしなけりやうらん。それはちよつとおかしいじやないですか。そうでしょう。その証に世

それからあなたたち、私も尊敬する人物ですが、恐らく總裁も尊敬する人物だと思ふアメリカのリンカーンもこういうことを言つておる。若し國民がその政府にあきた場合は、彼らはその政府を改造する権利又はこれを廃止する、或いは打倒する革命的権利を行使することが出来る。これははつきりリンカーンが言つておられます。又最近アメリカの初期の対日政策の中にもこういうことが言われております。まあこの文章が正しいかどうかはわかりませんが、封建的組織を破壊し、民主主義を確立するために力を使つて行かなくてはならない、こういうことをはつきり言つておるわけでありまして。こういうことがはつきり言われておるのに、こういう法案が出て來るという点ですね。そこに問題があると思ふのです。即ちこれまで私が申しましたように、政府は民主主義、いわゆるあなたのおつしやる民主主義に名を借つて、あなたたちの計画しているいろいろなこと、戦争もその一つだと思ふのですが、その政策を遂行するために、人民の反響を抑えるために絶対必要だからというので、こう法案を立法した。そういうふうに私たちは理解するのですが、如何でございますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 我々はどこまでも平和国家を愛するのであります。昔のような暴力を以て政治の取合ひを、政府の取合ひをしよつというふうな、ああいうことは我々は絶対に否定する。政権は國民の総意によつて、いわゆる議會を通じてやるべきものであらうと確信して疑わないのであります。この建前をどこまでも維持して行

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はさうな議論には絶対反対であります。一つの政府が國民の支持を失はば、それは議會においてその政府を倒すべきであります。いわゆる國民の世論に従つてその世論の向うところによつて議會がこれを論議し、そして議會においてその政府を弾劾して、そしてその

政府を倒して、みづから國民の支持を受けた政府がこれに代るといふことが好ましいことでありまして、暴力を以てその政府を倒すといふことは、これはまさに議會政治の否認と私は考へております。

○委員外議員(須藤五郎君) あなたはこれまでそういう歴史の事実を認めて、そしてそういう過程を経て今日の民主政治ができたということまで認められる。併しこの民主政治があなたたちに都合のいい、いわゆる一方的な解釈に基く民主政治は、私たちの考える民主政治とはちよつと違ふように思ふのですが、その新しい次の段階に來る民主政治というものを否定して行かなくてはならない。ところがあなたが否定しても歴史は、地球は常に回転して行くのです。東から西に向つてですか、回転して行くわけですね。この回転をあなたがとめることができないと同じように、この人類の進歩をとめることはできないのです。それを認めな

とすることは非常に残念だと思ふのです。あなたの理解が余りなさ過ぎるから私はくどく申さなければならぬが、これまで人間の歴史の上にいろいろなそういうフランス革命もあつた。日本ではいまだ明治維新だつてあつた。樺田御門で井伊掃部が殺されたあれだつて日本の一つの進展の出来事ですよ。そういうことを認めながら今後進展して行く上において、そういう事実の起つて來ることをあなたが否定して行かなくてはならない。これは地球が回転して行く上には必ずそういう附随したものが出て來るのです。暴力を好む好まぬの問題じゃないのです。私も暴力は嫌いな人間なんですけれども、これは事実として認めなくてはならない。その事実を認める上に立つて、あなたが法案を作つて行かなくてはならない。そういうことなんです。それをあなたが否定して、地球をもう今日とめる。これでおしまいだ。これで日本の政治形態はこれ以上進展しないんだ、だからそれを破ることはけしからぬ。それでは人間は死んでしまふ以外に道はないのです。その歴史をあなたが認めないといふから僕は口をすつぱくしなけりやうらん。それはちよつとおかしいじやないですか。そうでしょう。その証に世

それからあなたたち、私も尊敬する人物ですが、恐らく總裁も尊敬する人物だと思ふアメリカのリンカーンもこういうことを言つておる。若し國民がその政府にあきた場合は、彼らはその政府を改造する権利又はこれを廃止する、或いは打倒する革命的権利を行使することが出来る。これははつきりリンカーンが言つておられます。又最近アメリカの初期の対日政策の中にもこういうことが言われております。まあこの文章が正しいかどうかはわかりませんが、封建的組織を破壊し、民主主義を確立するために力を使つて行かなくてはならない、こういうことをはつきり言つておるわけでありまして。こういうことがはつきり言われておるのに、こういう法案が出て來るという点ですね。そこに問題があると思ふのです。即ちこれまで私が申しましたように、政府は民主主義、いわゆるあなたのおつしやる民主主義に名を借つて、あなたたちの計画しているいろいろなこと、戦争もその一つだと思ふのですが、その政策を遂行するために、人民の反響を抑えるために絶対必要だからというので、こう法案を立法した。そういうふうに私たちは理解するのですが、如何でございますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 我々はどこまでも平和国家を愛するのであります。昔のような暴力を以て政治の取合ひを、政府の取合ひをしよつというふうな、ああいうことは我々は絶対に否定する。政権は國民の総意によつて、いわゆる議會を通じてやるべきものであらうと確信して疑わないのであります。この建前をどこまでも維持して行

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はさうな議論には絶対反対であります。一つの政府が國民の支持を失はば、それは議會においてその政府を倒すべきであります。いわゆる國民の世論に従つてその世論の向うところによつて議會がこれを論議し、そして議會においてその政府を弾劾して、そしてその

政府を倒して、みづから國民の支持を受けた政府がこれに代るといふことが好ましいことでありまして、暴力を以てその政府を倒すといふことは、これはまさに議會政治の否認と私は考へております。

○委員外議員(須藤五郎君) あなたはこれまでそういう歴史の事実を認めて、そしてそういう過程を経て今日の民主政治ができたということまで認められる。併しこの民主政治があなたたちに都合のいい、いわゆる一方的な解釈に基く民主政治は、私たちの考える民主政治とはちよつと違ふように思ふのですが、その新しい次の段階に來る民主政治というものを否定して行かなくてはならない。ところがあなたが否定しても歴史は、地球は常に回転して行くのです。東から西に向つてですか、回転して行くわけですね。この回転をあなたがとめることができないと同じように、この人類の進歩をとめることはできないのです。それを認めな

とすることは非常に残念だと思ふのです。あなたの理解が余りなさ過ぎるから私はくどく申さなければならぬが、これまで人間の歴史の上にいろいろなそういうフランス革命もあつた。日本ではいまだ明治維新だつてあつた。樺田御門で井伊掃部が殺されたあれだつて日本の一つの進展の出来事ですよ。そういうことを認めながら今後進展して行く上において、そういう事実の起つて來ることをあなたが否定して行かなくてはならない。これは地球が回転して行く上には必ずそういう附随したものが出て來るのです。暴力を好む好まぬの問題じゃないのです。私も暴力は嫌いな人間なんですけれども、これは事実として認めなくてはならない。その事実を認める上に立つて、あなたが法案を作つて行かなくてはならない。そういうことなんです。それをあなたが否定して、地球をもう今日とめる。これでおしまいだ。これで日本の政治形態はこれ以上進展しないんだ、だからそれを破ることはけしからぬ。それでは人間は死んでしまふ以外に道はないのです。その歴史をあなたが認めないといふから僕は口をすつぱくしなけりやうらん。それはちよつとおかしいじやないですか。そうでしょう。その証に世

それからあなたたち、私も尊敬する人物ですが、恐らく總裁も尊敬する人物だと思ふアメリカのリンカーンもこういうことを言つておる。若し國民がその政府にあきた場合は、彼らはその政府を改造する権利又はこれを廃止する、或いは打倒する革命的権利を行使することが出来る。これははつきりリンカーンが言つておられます。又最近アメリカの初期の対日政策の中にもこういうことが言われております。まあこの文章が正しいかどうかはわかりませんが、封建的組織を破壊し、民主主義を確立するために力を使つて行かなくてはならない、こういうことをはつきり言つておるわけでありまして。こういうことがはつきり言われておるのに、こういう法案が出て來るという点ですね。そこに問題があると思ふのです。即ちこれまで私が申しましたように、政府は民主主義、いわゆるあなたのおつしやる民主主義に名を借つて、あなたたちの計画しているいろいろなこと、戦争もその一つだと思ふのですが、その政策を遂行するために、人民の反響を抑えるために絶対必要だからというので、こう法案を立法した。そういうふうに私たちは理解するのですが、如何でございますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 我々はどこまでも平和国家を愛するのであります。昔のような暴力を以て政治の取合ひを、政府の取合ひをしよつというふうな、ああいうことは我々は絶対に否定する。政権は國民の総意によつて、いわゆる議會を通じてやるべきものであらうと確信して疑わないのであります。この建前をどこまでも維持して行

こうというのが我々の精神であります。ここにおいて始めて本当の民主政治が行われるものと考えております。私は一例をとつて言うが、ソ連においても、ソ連の反革命法に何と書いてあるか。反革命法というのがあることは御承知であらうと思う。あのソ連がみずから政治を維持するため、この政府を暴力によつて覆そうとする者は嚴重な処罰規定を設けてある。これは御承知であらうと思ひます。我々はこの民主政治を維持する建前において暴力を規制するのであります。

○委員外議員(須藤五郎君) ソ連の反革命法は、私は残念ながら読んだことがないのですが、若しもあなたのこと

「理事伊藤修君退席、委員長着席」

おつしやるような、そういう法案があるとする、ソ連の反革命に對する法案は、地球が東から廻つて行くのを明らかに引續き返そうとすることを防ぐためにある法案です。あなたのこの法案は地球が東から廻つて行くこととするのをとめて西に廻そうとする法案なんです。逆なんです。目標が違ふのです。あなたたちは一部の極く僅かな人の自由を守るために、大多数を犠牲にしようという法案なんです。リンカーンが言つてゐるでしよう。自由には二つある。狼の自由と羊の自由と二つある。私たちは羊の自由、兎の自由を主張するわけなんです。あなたたちの主張するのは、狼の自由を主張しようとしてゐる。名前と同じ自由でも、性格がまるで違ふと思ふのです。その通り破防法とソ連の反革命法とは全く性格の違ったものです。これは反動法であり、片方は進歩的な法である。そういうふう

に解釈する。(笑聲)あなたは笑つてゐるが、冗談じゃない。ソ連にあなたの言うような法案がありますか。戦争宣傳禁止法案、戦争を宣傳する者は処罰するぞという、こんな立派な法案が出ている。日本は先ず第一にそれを作らなければならぬ困情にあるわけなんです。戦争宣傳をしてはいけない。日本を再び戦争に捲込んではいけない。ところが戦争反對をして、平和を叫ぶ人間を処罰する法案を先ず第一に出して来たのは何事ですか。こんな馬鹿げたことがどうして常識ある政府の考えとして受取れますか。全くあなたたちの独りよがりだと思ふのです。そうして第一あなたたちの片一方的な意見で、すぐこれは暴力だとか何とか言われるのです、その暴力だという認定は……、いいですか、その政府の一方的な認定の下に、認定になつたあとに何がいつて来るかと言へば、棍棒とピストルです。これでは敵わん……、あなたたちが一方的な認定の下においてこれは暴力だという決定をする、それでどうして投獄が起つたり、検挙が起つたりする。ここが問題だと思ふ。即ち破防法に名を借りまして、これは人民諸君を、国民を弾圧する法案、あなたたちの好む一つの政權を維持するために、その進展を阻害するために人民を弾圧する法案だと私は断ぜざるを得ないのであります。どうです。国民をこれ以上納得させる御説明ができませんか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 我々は人民の自由を愛するためにかような法案を作成したのです。まさに私は地球を正転させようと思つてゐる。逆転ではありません。

○委員外議員(須藤五郎君) それはあなたはそのういふふうに考へても、あなたの考へてゐる通りに行かない。これは歴史は正しいです。私たちは正しい歴史観の上に立つてものを考へてゐる。歴史は、地球は東から西へ回転する。そして人類は資本主義から社会主義に移つて、社会主義から共産主義に移つて行く。これはもう歪めることのできない真理です。この真理を打消すことは、若しもあなたにできるならばちやんと理論的に、哲學的に説明して頂きたい。そうじゃないと我々は納得できないのです。この破防法を審議して行く上において、納得できないわけなんです。

それではこの問題はそれとしまして、私は文化的な面と破防法との關係について少しこの際伺つておきたいと思ふ。即ち芸術といふものは常に宣傳なんです。芸術の問題から宣傳的要素を除いたのでは芸術といふものは成り立たないと思ふのです。どうでしようか、それは御理解できますか、失礼ですが……。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は芸術は宣傳と考へておりません。我々は芸術といふものは、宣傳とは別個のものであると考へております。

○委員外議員(須藤五郎君) それじゃ木村さんは何という具合にお考へになつておりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) そんなことはここで論議いたしません。それに對する見解は持つておりますが、この法務委員會でそういうようなことを論議することは差控へたいと思ひます。

いづれあなたの御希望ならば、如何よ

うにも芸術論について議論を闘わしたいと思ひます。

○委員外議員(須藤五郎君) よろしうございませう。他日一つゆつくり伺ひたい。

ところが過去において治安維持法によりましてたくさんのお劇団なり、団体が解散されたという憂目を見ておるのです。新協劇団などは解散を命ぜられております。又は上演を禁止されておる。そういうことが會つて治安維持法において行われたのですが、この法案によりまして、将来劇団の解散なり、上演の禁止というやうな弾圧が来るのか来ないのか、その点はつきり伺ひたい。

○政府委員(吉河光貞君) 将来の仮定の問題についてはお答えできないのであります。この法案におきましては、いやくも団体の活動としてこの三條に掲げようとする暴力主義的破壊活動を行なつた団体が、更に将来これを行つたらかな危険がある場合においては規制をいたします。

○委員外議員(須藤五郎君) その破壊活動を行なつたという面ですが、劇団が芝居をすることが破壊活動には私は當らんとするのです。だから禁止すべきでないと思ふのですが、會つて治安維持法によつてこの劇団などは解散を命ぜられた前例がたくさんあるわけなんです。ですからこの破防法によつて、将来劇団が解散など命ぜられるやうなことが起るのかどうか。絶対起らんとする答弁ならば私は満足するわけなんです。

○政府委員(吉河光貞君) 劇団も一つの団体であります。その役員なり、構成員が、団体活動として第三條に掲

げるやうな活動を行なつた場合は、これは止むを得ないと思ひます。

○委員外議員(須藤五郎君) わかりました。私の言うところを理解してないのです。もう少し詳しく……、その団体が、そこで規定されてゐるやうな破壊活動は行われない、ただ要するに芝居をやつてゐる場合ですね。新協劇団などは會つて進歩的な芝居をやつたということによつて、解散を命ぜられておるわけなんです。何も団員が共産黨員でもない、何でもなかつたわけなんです。然るにその劇団の解散を命ぜられてゐるということがあつたわけなんです。そういうことが成立つのかどうか、それとも……。

○政府委員(吉河光貞君) 治安維持法で劇団を解散した事実はないと思ひます。治安維持法は結社法でありますから、検挙してゐると思ひます。で治安維持法におきましては、御承知の通り団体変革を、又は私有財産制度の否認を目的とする団体を結成し、指導し、情を知つて加入した者、並びにこゝろ結社等におきまして、この結社の目的遂行のためにする行為を行う者というので、大勢のかたが、処罰を受けておるのであります。恐らくその結社等の目的遂行行為に傾けたのではないだらうかと察せられるのであります。

○委員外議員(須藤五郎君) 時間がないので、答弁のほうも簡単に願ひますが、その劇団が、上演する劇の内容によつて云々されることはないかというのを伺つたら、もう一つ……。

○政府委員(吉河光貞君) 映画と演劇が暴力主義的な破壊活動の一つである宣伝、扇動、殊にこの教唆扇動のこと

き行為として認められる場合があるかという点につきましては、前に御質問がありました。後にまとめまして検務局長から御答弁申上げるといふことになつておりますから、御了承願ひます。

○委員外議員(須藤五郎君) ああ、そうですね。それではあとで御返事を願ひますが、その点でさつき法務総裁は、芸術は宣伝に非ずという問題と……、非常にそこに問題が起つておるわけなんです。法務総裁は芸術は宣伝でないというが、それじゃ芝居は何になるという点を私は伺いたかつたのです。これはそれじゃ映画の場合も伺いたいし、いろいろな点を伺いたいと思うのですが、その点はそれじゃそこはやめましよう。現在この新聞で見ますと前進座が北海道へ行つて芝居をやつた。ところがこれはもうすでにさういふ弾圧を受けておるわけなんです。或るところでは芝居をやろうといつて集まつた。そこへ故意に消防の演習だと言つて入つて来て、水びたしにしてしまつて、又借すと言つておいて約束をしておいた講堂を借さない。その晩になつて借さない。大衆は集つて来て、小屋の中に入つてしまつた。その大衆を無事に帰すためには、どうしても芝居をしなきゃならぬ。そのために劇団員が入つて芝居をしたために、今度は劇団員が不法侵入だと言つて、入つた大衆の不法侵入は咎めないで、劇団だけを不法侵入だと言つて弾圧をして、その芝居を妨害して、芝居のできないやうにしてしまつておる。前進座のやつてゐることは古典的な芝居で、日本の随院院長兵衛をやつたり、佐倉宗五郎をやつてゐるのですが、さういふこと

を今日もうすでにさういふ妨害をやつてゐるということから、この破防法が通るならば、映画関係、演劇関係、或いは文化関係の人が非常に被害を受ける点が大いであると思う。そのためすべての文化人がこの破防法に反対してゐるんです。だからさういふことが絶対ないというあなたたちは確答をしなければ、文化人は安心しないと思ふのです。音楽に例をとつても一度説明を重ねておきますならば、曾つてフィンランドが帝政ロシアの侵略を受けて、帝政ロシアに押えられたそのとき、もう愛国的な言葉を口にすることができなかつた。すぐ總督に皆やつつけられてしまつた。そのときにフィンランドのシベリウスという愛国的な作曲家ですが、その作曲家がフィンランドの民謡集めて、フィンランドディアといふとにかくシンフォニーを作つた。それを演奏したところが、フィンランド人が非常に熱狂して革命的精神が燃え上つた。帝政ロシアの總督はそれを虞れてその演奏を禁止してしまつたわけなんです。それでやつと革命ロシアができて解放されてその演奏が許された。さういふ事実が音楽の上にすらあるわけなんです。又私たちは学生時代「アカハタ」を歌つたり、インターを歌つたり、その歌を歌つたことにおいて、も

ういふことが再びなされる心配は絶対にないか、その点を伺いたい。

○政府委員(吉河光貞君) 御承知の通りこの法案におきましては、暴力主義的破壊活動の内容は極めて厳格に絞つてゐるつもりでございます。この概念をぶち壊して拡張解釈するという

ようなことは到底許されないものと考へております。

○委員外議員(須藤五郎君) それではまあ芸術の面で、さういふことは絶対しないというふうに承つていいわけですね。

○政府委員(吉河光貞君) 芸術が宣伝なりや否や、大分いろいろ御議論もあるやうでございますけれども、先ほど御答弁申上げました通り、映画なり演劇がここに規定してゐる内乱の教唆、扇動というやうなものに該当する場合があるかどうかという点につきましては、検務局長から改めて御答弁申上げることになつております。御了承願ひたいと思ひます。

○委員外議員(須藤五郎君) それから次に、時間がありませぬから急ぎますがお尋ねして見たいと思ひます。先中山委員が法務総裁にこの点を御質問なすつたのです。ところが……法務総裁がなくて残念ですが、法務総裁は、宗教は精神の救済を言うのだから政治と関係がないのだ。従つてこの法案の対象にはならないやうな御答弁だつたと思ふのですが、これは全く馬鹿げた解釈だと思ふのです。第一キリストはなぜ十字架にかけられたかといふことを考へて頂きたい。これはキリストが史実の實在的な人物であつたかどうかといふことに対しては問題がありませんが、まあ實在的な人物だつたとして申すのですが、あの当時ローマ帝国に征服されて、ユダヤはあつたか今日の日本のごとく最もみじめな状態であつたかかわらないのですが、さういふ状態にあつた。税金はどんな取立てられ、人頭税子供が生れば一人につ

いて幾らという税金まで、そんな税金まで取られても國民は、ユダヤ人はもう税金で苦み果てた。さうしてそこにキリストという人物が一人現れて来た。さうして大衆はキリストを中心に一つ一つの革命運動にまで発展しようとしたわけなんです。それでローマの役人どもが、税金取りや役人どもが驚いて、これはキリストを生かしておいては大変だといふので、キリストをつかまえて十字架にかけて殺してしまつた。だからさういふ十字架にかけられたキリストの死体というものは聖なる朝になると人民の手によつて奪取されてその場から姿を消してゐる。これは事實宗教が、決して精神的な面だけ扱かつてゐるわけなんじゃないのです。日蓮でもさうです。親鸞でもさうです。お釈迦さんでもあれは政治家です。お釈迦さんはあらゆる政治的な訴えを聞いて、それを一々人民に処理をうまくして、立派な政治家としてお釈迦さんはいたわけなんです。日本だつて天草の乱といふやうな乱がちゃんと起つてゐるじゃないですか。だから宗教と破防法と全然関係がないといふことは絶対にいふのです。どうでしょう、この点はあなたはさういふふうに考へられますか。

○政府委員(吉河光貞君) 大変むづかしい御質問であります。キリストその他今日宗教上大聖とされてゐるかたがたが、その当該の時代におきまして如何なる社会的、政治的な御活動をしたかといふことについては十分知識を持つておられます。いづれ羽仁先生にでもお教えを賜りたいと思ひます。この法案におきましてはとにかく現実

に暴力主義的な破壊活動をするといふ

面をとらまへまして、これを防止して行きたいというのが狙ひであります。

○委員外議員(須藤五郎君) 私は宗教家が本當に人民を愛し社会を愛するならば、一つの……、左藤先生もいらつしやいます、決して左藤先生を責めるわけじゃないのですが、死んだ人のお葬式を勤めて念仏だけ言つてゐる、これほど私は墮落した……、左藤先生のように議會に出て来て宗教家として意見を國政に反映させるところに、そこに値打ちがあるのです。ところが法務総裁は何と申しましたか、宗教家が政治に關與するのは墮落だ、そんなものは偽宗教家だと罵倒されたのです。この参議院に天理教の坊さんが数名出ていらつしやる。本願寺さんもう派な政治家として、宗教家としていらつしやるのです。随分侮辱した言葉に憤慨したと思ふのですが、ああいう乱暴な言葉は慎まれたほうがいいと思ふのです。法務総裁がいらつしやつたらさう言つて私は御注意申上げようと思つたのです。それから……。

○委員外議員(小野義夫君) 大分時間も切迫しておりますから……。

○委員外議員(須藤五郎君) もう五分です。今この法案は、大多数の福祉のためにこの法案が必要だといふやうな見解だつたと思ふのですが、實際は大多数の國民がこの法案に反対してゐるんじゃないか、いや反対してゐるんだといふふうに私は思ふ。その証拠には公聴会に出て来られた皆さんが殆んど反対してゐる。公聴会に出て来られた先生たちは、とにかく日本の現在の状態として、これは有識者です、み

つたのです。それから……。

つたのです。それから……。

んな有識者として立派な方たちばかり
りと思ふのですが、その人たちが殆ん
ど反対している。そこにいらつしやい
ます。綴治さんは衆議院の委員会の討論
で、大学教授を罵倒なすつたように私
は思ふのですが、併し実際は大学教授
援などは立派な人たちがかりです。非
常識な人間はいないのです。その人た
ちがみんな反対している。それでは公
聴会の意見はあなたたちはどう聞き、
公聴会の人たちがみな反対しても、そ
れは国民の声ではないという独断に立
つてこの法案を考へるのですか。強引
にこの法案を通そうとなさるのです
か。それでは国民の声というものをど
こまであなたたちは聞こうとなさるの
か、伺いたい。

○政府委員(吉河光貞君) 公聴会は国
会がこの法案を御審議するために参考
としてお呼び立てになつてゐるものと
考へております。その点につきまし
て、この国会といたしましては、十分
公聴会の公述人の御説明は御検討をな
すつたものと考へております。私はと
にかく国会は国民の大多数の意思を反
映してこの法案を審議し御決定になる
ものと考へてゐるのであります。

○委員外議員(須藤五郎君) 若しもそ
ういふ立場があれば、私はこれは今度
行われる総選挙を済まして、総選挙で
この法案を国民の前に訴えてやる。そ
うしてこの法案を一つ選挙の投票の材
料にして、総選挙のあとでなおこの法
案を通すべしという声があつたならば
政府の、主なる政党のほうに現れた場
合、あなたたちのほうに現れた場合
合、そのときにこの法案を提出すべき
ものだ、前の選挙から四年も経つて、
進まないのは政府の考へばかり、国民

の考へはどん／＼東から西に回転して
行つてゐるわけですから。四年前と考へは
違ひ、日本の情勢も違つてゐるし、す
べての考へが違つてゐる。それにもか
かわらず、四年間経つても一向考へが
変らず逆転して来ているような頭で、
この法案を出して来たというところに
問題がある。ですから私はこの法案を
深く政府は撤回をして、そうして総選
挙の後には再び御提出になるのが筋道だ
らう。そういうふうな考へますが、こ
れは皆さんの御答弁を求めても無理だ
と思ひますから答弁は求めません。そ
れで私はもう時間がございませぬ。そ
ら、委員長の御好意に感謝してこれ
で私の質問を終りたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) それじや本日
はこれで散会いたします。
午後五時一分散会
六月三日日本委員会に左の事件を付託さ
れた。
一、鹿兒島県志布志町に岩川簡易裁
判所、区検察庁移転の請願(第二
三三九号)
一、破壊活動防止法案撤回に関する
請願(第二三六六号)
一、破壊活動防止法制定反対等に関
する請願(第二三三八号)
一、破壊活動防止法制定反対等に関
する請願(第二四六四号)

一、川南工業株式会社破産申請に基
く大阪地方裁判所裁判促進に関する
請願(第二五〇九号)
一、戸籍届出用紙頒布制度廃止に関
する陳情(第二一〇二号)
一、戦犯者の釈放に関する陳情(第
一一二四号)(第二一二五号)(第一
一四四号)(第一一四五号)

一、破壊活動防止法制定反対等に関
する陳情(第一一四六号)
第三三三九号 昭和二十七年五月十
七日受理
鹿兒島県志布志町に岩川簡易裁判所、
区検察庁移転の請願
請願者 鹿兒島県志布志町志
町長 有留重利外五名
紹介議員 一松 定吉君
鹿兒島県志布志町は、大隅半島におけ
る政治、経済、交通、文化の中心地と
して民事、刑事、その他の事件数は
大隅半島中他町村に比し第一位を占め
る現況にある。しかるに裁判所ならび
に検察庁は鹿兒島市に、支部岩川町に
簡易裁判所および区検察庁がある
が、鹿兒島市は距離的に遠く、岩川町
は郡下町村中の実質的中心性格に乏し
いためこの地域郡民一般の不便はな
はだしいから、設置に最適な志布志町
に現在の岩川簡易裁判所および区検察
庁を移転せられたいとの請願。

第二三六六号 昭和二十七年五月十
九日受理
破壊活動防止法案撤回に関する請願
請願者 茨城県水戸市堀町一ノ
一 國鉄労働組合水戸地
方本部内 加藤一郎外
九名
紹介議員 片岡 文重君
破壊活動防止法案は、日本国憲法の保
障する思想、信教、集会、結社、表現
および学問の自由ならびに勤労者の団
結、団体行動をする権利等を不当に制
限するものであるから、同法案を撤回
されたいとの請願。

第二三三八号 昭和二十七年五月二
十日受理
破壊活動防止法制定反対に関する請願
請願者 群馬県高崎市八島町一
一 國鉄労働組合高崎
地方本部内 広瀬秀吉
紹介議員 菊川 孝夫君
破壊活動防止法は、破壊活動取締の名
にかくれて国民の言論、集会、結社の
自由等を禁止的に制限するもので、こ
れは国民の基本的権利に対する重大な
侵害であるから同法案の法制化を阻止
されたいとの請願。

第二四六四号 昭和二十七年五月二
十四日受理
破壊活動防止法制定反対等に関する請
願
請願者 岡山県津山市川崎町
西村謙一外百五十名
紹介議員 江田 三郎君
政府が今国会に提出した破壊活動防止
法案および労働組合法の改正案は、基
本的な人権および言論出版結社の自由を
奪うばかりでなく、民主勢力の中心的
存在である労働組合の弱体化を図るも
のであるから、このような悪法に反対
するとともに公労法の廃止により罷業
権を返還せられたいとの請願。

第二五〇九号 昭和二十七年五月二
十六日受理
川南工業株式会社破産申請に基く大阪
地方裁判所裁判促進に関する請願
請願者 東京都渋谷区原宿三ノ
二九八全日本造船労働
組合内 南條玉一
紹介議員 原 虎一君
全日本造船労働組合香焼島分会は、一
昨年五箇月におよぶ資金滞拂の末昨年

二月全員解雇され退職金も支給されず
現在に至つてゐるため、約一億円にお
よぶ未拂賃金を債権として大阪地方裁
判所に対して会社の破産を申請した。
しかるに裁判所は、会社側の圧力に屈
して裁判の進めようを固らず、このま
までは組合員の家族に生活上深刻な影
響を与えるはとも論、法の権威は失墜
し、裁判所の威信も地に墜ちること
なるから、川南工業株式会社破産申請
に関する裁判の審理促進を図られたい
との請願。

第一一〇二号 昭和二十七年五月二
十日受理
戸籍届出用紙頒布制度廃止に関する陳
情
陳情者 和歌山市中之島六九和歌
山県行政書士会内 瀬村
二
戸籍届出用紙等が全国の市町村役場に
無料で頒布されてゐるため、行政書士
の収入は減少の一途にあり、このまま
では行政書士の営業は不可能となるか
ら、行政書士法の施行によつて、営業
を認められてゐる行政書士の機能を充
分に活用し、国民大衆の利便を図るた
め、同制度を廃止せられたいとの陳
情。

第一一二四号 昭和二十七年五月二
十四日受理
戦犯者の釈放に関する陳情
陳情者 岐阜県吉城郡神岡町長
奥村義雄外五名
国民待望の講和條約も発効した今日、
戦犯者としての服役は見るに忍び得な
いものがあるから、この際平和條約第
十一條の適用により内外の戦犯者全員
を一日も早く釈放されたいとの陳情。

第四部 法務委員会會議録第四十八号 昭和二十七年六月四日【参議院】

第一一二五号 昭和二十七年五月二十四日受理

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者 新潟県中蒲原郡小合村

長 高橋健吾

新潟県中蒲原郡小合村出身の渡辺哲男は、仏領印度支那において戦犯に問われ重労働二十年(減刑二年)の判決を受け現在巢鴨拘置所に服役中であるが、留守宅には七十才を越えた両親のみで、しかも昭和二十二年一月四日失火により家屋一切焼失し現在生活扶助受給者となつて息子の帰宅を一日千秋の思いで待つてゐるから、平和日本の再出発に際し適切な措置を講ぜられたいとの陳情。

第一一四四号 昭和二十七年五月二十七日受理

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者 山形県議會議長 加藤富

之助外七名

この陳情の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四五号 昭和二十七年五月二十七日受理

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者 岐阜県議會議長 上野文

この陳情の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四六号 昭和二十七年五月二十七日受理

破壊活動防止法制定反対等に関する陳情

陳情者 大阪府北区大深町大鉄局

四階国鉄労働組合大阪中

央支部内 山根博志

破壊活動防止法案は、日本国憲法に保障された集会、結社、言論、出版の自由と労働者の団結の権利をふみにじるものであるから、同法案に反対するとともに、労働三法の改正案に対しても反対であるとの陳情。